

第15回平成20年3月定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成20年3月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時30分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	副町長	堀口卓也
教育長	垣中均	代表監査委員	足立正人
教育委員長	白杉直久	総務課長	大下修
商工観光課長	太田明	財政課長	吉田伸吾
農林課長	浪江学	岩滝地域振興課長	小林哲也
教育推進課長	土田清司	野田川地域振興課長	平野勝彦
教育次長	鈴木雅之	加悦地域振興長	和田茂
下水道課長	小西忠一	税務課長	日高勝典
水道課長	芋田政志	住民環境課長	藤原清隆
保健課長	佐賀義之	会計室長	金谷肇
福祉課長	岡田康利	建設課長	山崎信之

5 . 議事日程

日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんでございます。

それでは、ただいまから早速始めたいと思います。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

引き続き一般質問を続行します。

それでは12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田正成議員。

12番(多田正成) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思いますが、既に一昨日より質問が始まっておりますので、多くの皆さんから地域経済活性化についての質問をされており、町長からそれぞれお答えをいただいておりますので、重複するかもわかりませんが、お許しをいただきまして、この厳しい時期だけにあえて地域経済の向上対策をお尋ねしてみたいと思います。

今回、こうして多くの皆さんから同じ質問が出るということは町民の皆さんから寄せられる声、それだけ厳しいものと考えております。私も常々多くの方々から聞きます声は、当町にももう少し働く場所が欲しい、また、仕事のあっせんなど、若者定住策、地域資源を生かした観光策といった町の活性化を本気で取り組んでくれないと当地域がますます疲弊するといった声をよく聞きます。

今になりますと織物だけでは経済が弱いといった声も聞きます。確かに当地域は織物に頼り、地域の発展と個人の反映を営んできました。かつてやガチャマン時代とも言われ、峰山や宮津の花街を賑わせた時期もありました。そんな時代も過ぎ、振り返ってみますと昭和50年を境に我が国の経済が下降の道をたどっております。当時は、まだ緩やかな下降でしたので、それだけに大半、だれも先が読めず、設備投資や企業拡張を図りながら前に向かってきたのが当地域の実態でした。しかしながら、世の中の流れにはだれも逆らえず、我が国の低迷とともに地域も一層の厳しさを感じるようになってきました。特に当地域は、織物に依存度が高く、経済を支えていただけに地域経済が急速に悪化し、衰退したのであります。当時、ブラック丹後と言われ、織物業界がテレビにクローズアップされた暗い時代がありました。その後、織物業界は総合産地を目指すとともに、行政のお力も借りながら企業誘致や下請など、事業転換を図りつつ、機械金属、電子部品、クラシック部品製造加工産業へと移り変わって、当地域も少しずつでしたが落ちつきを取り戻してきました。

しかし、今回、平成の長引く不況は一つの時代が終わり、旧から新へ移り変わる構造的な不況となりましたが、私たちは過去を引きずり、なかなか移り変わることができず、当地域の経済が一段と衰退してきたのであります。ここにきて、ますます疲弊しておりますので、すべての産業にまで厳しさが出てまいりました。つい先日とも再びNHKの番組で京丹後市の厳しい人生の現況がテレビで放映されておりましたが、そういった中で現実には機をやめてヘルパーの資格を取られ

たり、お勤めにかわられたり、それぞれ努力をされておりますが、お勤めをされるにしても現在、雇用のあり方が社会問題となっておりますように、直接雇用から間接雇用が主流になっておりまして、人材派遣会社から雇用する企業がふえております。当地域では、中小零細企業ですので、人材派遣会社からの雇用はないにしても、直接雇用でも正社員ではなく、保障制度のない雇用でしかありません。当然、将来に不安を抱えながら働かざるを得ません。しかし、雇用側に立ちますと、今、経営が大変厳しく、いかにコストダウンを図り、経費をかけない経営をしてかなければならない現状であります。双方苦しい立場にあることは間違いありませんが、いずれにしてもそういった環境では、若い方々が定着しませんし、当地域の町中ですら限界集落的な現象が起きております。ますます高齢化になり、疲弊が予測されますが、ただ、事態を先送りせず、重く受けとめていただき、地域向上策を打ち出していきたいと思っております。

今、必要なことは、地域再生プロジェクトを立ち上げ、早期に検討に入っただき、そして、新たな企業を生む情報や仕組みをつくり上げることが、今必要と私は考えますが、そこでそういった環境から1問目の地域経済の向上対策を町長は、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

まず、1問目の1点目ですが、地域経済の向上対策が今必要だが、基本的な対策をどのように考えておられるのか。2点目、新たな産業の情報、今必要だが、情報収集策をどのように考えておられるのか。3点目、京都北部産業技術支援センターとの連携は、現在どのように取り組んでおられるのか。

次に、2問目の質問であります。当町の関与する施設の管理運営についてお尋ねいたします。1点目は、直営や委託管理、指定管理費など行政出費が大変だが、今後の運営をどのように考えておられるのか。2点目、当町の各施設を直営、委託管理、指定管理へと振り分けられる基準をどのように考えておられるのか。

以上、2問中5点ばかり質問させていただきましたが、町長のご所見をお尋ねして1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 多田議員ご質問の1番目、疲弊する地域経済の活性化策についての1点目。地域経済の向上策が、今必要だが、基本的な対策をどう考えておられるのかについて、お答えいたします。

経済の動向は安定、あるいは上向きと、そうした報道がございましたが、最近では重油価格の高騰など、産業界には悪影響が出ており、現実は大変厳しく、とりわけ当地域は大変厳しい状況にあると、事ある事に申し上げておりますが、何とかしなければとの思いは、議員さんと同様でございます。また、業界の皆さんが必死になって、この局面を打開するために取り組んでおられることも十分承知しており、行政としましても、皆様の取り組みを支援するための施策を検討し、活性化対策に取り組んでおります。当地域では織物と農業が基幹産業があり、地場産業でもあります。前にも述べましたが、基幹産業は時代の中で町を支えている産業であり、地場産業とは地域で生産される産業形態をいうものと理解しております。

当地域は、織物業と農業の地場産業が基幹産業として推移してきたことで、地域経済の活性化

を支えてきたものと思います。しかしながら、外貨を獲得してきた織物業が、現代社会の中で消費志向がいち早く遠ざかる業界であることも景気低迷の大きな要因であったように感じています。いずれにいたしましても、業界の皆様は現在の状況下で必死に頑張っておられますので、織物業にかかわらず、でき得る、そうした支援を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、産業界でも既に取り組みが始まっているように思いますが、一企業だけで利益を求めることは大変困難な時代であり、企業同士の業務提携等による経済安定化にも期待をしておりますし、今後も頑張る企業には支援を行ってまいりたいというふうに思いますが、企業間連携等の取り組みに対し、さらに支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次、2番目の新たな産業の情報が今必要だが、情報収集策をどう考えておられるのかとのご質問でございますが、昨日の小林議員の答弁でも申し上げましたとおりでございます。情報収集は、さまざまな方法で入手することができますが、その情報をどのように生かすかが大きなポイントではないかというふうに思っております。私自身も業界の皆さんとお会いできる機会が多くありますので、そのような場においても企業とのネットワークをつくりながら情報収集の共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後に3点目の北部産業技術支援センターとの連携は、現在どのように取り組んでおられるのかとの質問でございますが、ご承知のとおり当センターは昨年6月に京都府が綾部市との調整により京都府中小企業技術センターの中丹支所として設置されたものでございます。中丹支所が開設されるまでは、ホームページでの相談コーナーは設置されていますものの、企業の皆さんが直接指導を受ける、そうした場合は京都市内まで出向かなければならなかったわけですが、綾部市で解決できる、そうした環境が整ったものでございます。

なお、センターの活用状況でございますが、担当課からの報告では、開設状況も町のホームページで紹介を行いPRに努めております。今のところ企業から技術指導等を受けるための問い合わせはいただいていないとの報告を受けておりますが、与謝野町からは30社のうち1社が直接出向かれて指導を受けておられるようにもお聞きいたしております。引き続き情報発信を行うようにというふうに指示をしているところでございます。

次に、2番目の当町の関与する施設の管理費運営についての1点目、直営や委託管理費、あるいは指定管理費など、行政支出が大変だが、今後の運営をどのように考えているのかとのことでございますが、平成18年3月1日に3町が合併し、旧町の施策でもって管理運営をしていました町の施設数は、新町では約200となり、各課、教育委員会等において管理運営を行っているところでございます。平成15年6月に地方自治法が改正されたことにより、指定管理者制度が創設され、町の施設を管理運営していくための方法といたしまして、平成18年9月から本格的に本制度を導入し、施設の利活用を図っているところでございます。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに的確に対応するために、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することにより、従来よりも管理運営の効率化やサービス水準の向上を図ることが目的でございます。

この制度導入以前は従来の管理委託制度により施設の機能を十分に生かし、効果的、効率的な管理運営を行ってきたところでございますが、委託管理制度のもとでは、委託管理者の範囲が限定されており、柔軟な、そうした施設の管理運営ができないデメリットが指摘されておりました。

各施設の管理運営を町の直営で行うのか、指定管理者により行うかにつきましては、2点目の質問に対します答弁で申し上げましたが、具体的な基準により判断することとしており、今後も各施設の効率的な利活用に努めてまいりたいというふうに考えております。公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であるということから、時代の変遷により施設を取り巻く状況が変わりましても、設置目的の趣旨にのっとり住民ニーズにあった管理運営をしていく必要がございますし、民間のノウハウを取り入れた経費の削減、サービスの提供も不可欠と考えております。

現在19施設において指定管理者制度を導入し、約1年半が経過したところでございますが、指定管理者に施設の利用料金のシジューや利用許可権限等を与えることで、より実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮されることで施設機能のさらなる向上が図れることとあわせまして、施設の利用者及び設置者双方にとりましても住民サービスの向上、合理的な管理運営が望めるなどのメリットが見込まれるものと期待をしているところでございます。

次に2点目の当町の各施設の直営、委託管理、指定管理へと振り分けられております、そうした基準をどのように考えておられるのかというご質問でございますが、指定管理者制度の創設により委託管理制度がなくなり、公の施設の管理運営を直営で行うか、指定管理者で行うかの選択につきましては、施設の設置目的、サービス、効率性、使用料、適正な管理等の観点から総合的に検討し、次により判断するものとしております。直営施設として考えておりますのは、施設の業務内容が質的、あるいは量的に軽微な場合や業務内容において法的拘束力が強い場合等でございます。指定管理者制度の対象施設として考えておりますのは、自由な競争原理によって経費削減、効率的施設管理、住民サービスの向上が望める場合。二つ目には、地域に密着した施設で、地域振興、地域とのかかわりといった観点が不可欠な場合。三つ目が町が密接に関与する団体、または行政施策として支援する団体等の育成を図る観点から、その活動目的にあった施設の管理運営を行わせる場合等としております。直営、指定管理者制度のどちらかの方式で行うにしましても、施設本来の設置目的に沿った管理運営がなされるべきで、何よりもこの点を重視しなければならないというふうに考えております。

管理運営を指定管理者にゆだねると言いましても、町には施設の管理業務の調査、指示等、全般にわたる指導監督権限があることから、管理状況を把握しながら設置目的、サービス、効率性、使用料、適正な管理等の観点から総合的に施設の管理運営及び指定管理者の評価を行っていくこととしております。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 2回目の質問をさせていただきたいと思っております。今、町長にご答弁をいただきましたけれども、地域経済の向上対策という、なぜこのことを町長にお聞かせ願ったかと言いますと、10年前とは経済が半減をしてしまいました。その中で今の状態が起きておるわけですけれども、具体的に町長が、これをもとに戻そうと、少しでも元に戻そうといった経済力を強くしようと思えば、どの時点と申しますか、どの起点を力を入れたらいいかというようなお考えが聞きたかったのであります。

そうして中で、施策をどういうふうにしていくかということか、お聞かせ願えたら、私の質問の辺とすることでありまして、もしお答えが願えたらお答えいただきたいと思います。私はそういう観点から言いまして、この2点目の新たな産業の情報、今必要だが、情報収集策をどのようにされておられるのか、考えておられるのかということは、時代が変わってきておりまして、以前、それこそ企業誘致をしていただいたり、それこそ仕事のあっせんをしていただいたりということに移り変わってきたわけですが、今回、またそのような、同じような我々零細企業が悩んでおりまして、以前は、要するに職員さんの中で非常に外商の得意な方がおられて、その方が京阪神、あるいは名古屋、そして大企業とか中小企業に出向いて、そして、お話をされたり、情報収集されて、そして、我々にビジネスチャンスを与えていただいたような気がいたします。

それは、今、産業形態が変わったにしても、今まさにそのことが必要でありまして、そういうことが行政、あるいは本来は町長がおっしゃったように商工会なのかも知れませんが、それはどちらとも言えず、やっぱりこの町の経済を少しでも元に戻すために、どうしてこの町を活性化させるかという手だてを私はお願いをしたり、また、そういう提案をさせていただいておるわけです。私がなぜこんなことを申しますかと言いますと、今、我々のような零細企業では毎日、前に出て情報をつかんでくるべきがありません。インターネットがあるではないか、インターネット化があるじゃないかと言われますけれども、そんなことで相手の企業が信用してくれて、仕事を回してくれたりとか、そんな現実甘いものではありません。やはり町政といった、行政といった、かたい肩書の中で前に出ていただいて、何かそういう情報を持っていただく、それが商工観光課なのか、商工会なのかわかりませんが、どちらにしても、そういう情報を常に相談に行けば、じかに紹介していただいたり、情報をいただいたり、その中で3問目の技術支援センターが初めて生きてくるのではないかなど。みずからこうして区にしても、町にしても、不況対策費から創業支援策まで、いっぱいメニューはつくっていただいておりますし、そのことが本当にありがたいし、必要なことでありますけれども、我々零細企業は、そこにたどりつくまでの情報なり仕組みが、相談ができる窓口が欲しいわけですし、毎日、我々が前に出て情報を得たり、お話ができたりとするような環境が持てれば、それにこしたことはないんですが、なかなかその部分が弱い部分でして、やはりその町の弱い部分をカバーしていただくのが行政であったり、商工会であったりするんだらうと、私は考えております。

ぜひとも、そういったことに力点を置いていただいて、今後どのように考えていただくか、私はプロフェッショナルチーム、新産業創設チームといった形が立ち上げていただきたい。そして、その中で検討し、また情報を収集していただいて、我々の零細企業に提供していただけるような相談窓口といいますか、ものがあってほしいなど、行政にはいっぱいそういう支援センターもありますけれども、そこへ行くまでの手助けが行政なり商工会でできたらなというふうに考えておりますので、ぜひそのあたりをご検討いただきたいと思います。そうすることによって、目的が決まります。そうすると、この北部産業技術センターに出向いて、自分の技術を磨いたり、また、高度な技術が習得できるというふうに思ってます。新たな若い方々もそうして新たな産業、例えば、まず下請からでもいい、その産業をして、そして、この町を飛躍させていくということが大切ではないかなというふうに思います。

それでは、次に2問目に入らせていただきたいと思います。当町の関与する施設の管理運営費

について、お答えをいただきました。今、私の2問目の1点目は、その運営費が大変で、町政が足かけになっておると、財政に足かけになっているというふうに思いますので、そこら辺の町長のお考えを聞いたわけですが、大変、経営状態を見ましても大変厳しいところが出ておりますし、また、ここに80施設の当町に、役場から道の駅に至るまで80施設がありまして、学校にかかわること、あるいはグラウンド、あるいは図書館、あるいは文化施設といったぐあいに80施設あるわけですが、この中でどの部分を町が管理し、どの部分を例えば区なり、あるいは団体なりに委託をしたり、あるいはこの部分は指定管理にするといった基本的な部分ですね、それは経営感覚からいって、この部分は直接行政がやらなければならない。この部分は民間のお力を借りようといったぐあいで、基本的な考え方が聞きたかったわけでありませう。

それ1点目はそうですけれども、2点目としましては、施設の直営管理、指定管理、指定管理への振り分けの基準をどのように考えておられるかということが、今のちょっと聞き方がまずかったですけれども、2問目はそういうことで80施設をどのように考えて民間のお力を借りたり、これは町が直接管理しなければならない。これは当然、教育委員会であろうと、これは区にしてもらった方がいいとか、いろんなそういう振り分け方があると思うんですが、一番肝心なことは指定管理者に管理していただく施設、その基準というのか、思いというのか、そこが一番大切だろうなと思ひまして、私は今、指定管理されたところにしましても、まだ、直営にしましても大変厳しい経営状態が続いておりますし、本当に指定管理制度が目的に向かっておるんだらうかと、その目的が果されておるんだらうかというふうに思ひまして、指定の仕方が疑問に思ひます。その辺を町長はどのようにお考えか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員の2回目のご質問にお答えいたします。地域経済の向上対策という点で、先ほど地域再生プロジェクトですか、そのようなものを立ち上げてということでございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、企業単独ではなかなかできない。同じように町も、やはり府と連携したような形でない、なかなか単独でということは非常に難しいというふうに考えております。そうした中で、地域力再生プロジェクトと、そのまさしく、その名と同じプロジェクトを今、府とともに府内の市町村も一緒に立ち上げて、いろんな団体の方からの再生力、再生に向けた取り組みに援助をしている、支援をしているという形でございます。直接、経済という、そうした商売というものではございませんけれども、やはりその経済も大事でしょうけれども、おのおのの地域での特色ある取り組みや、そうしたものについて支援をさせていただく、そうした機運を盛り上げていくと、地域からそうした力をつけていくという、そうした意味合いも含めて地域力再生の、そうしたプロジェクトについても振興協会という形ですけれども、それぞれの市町村から出資をしまして、そうした協会から支援をさせていただいて、ともに進めているということでございます。

確かに具体的に、じゃあどういう形でというふうなことを言われましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、いろんな情報は個人においても、町でもですけれども、非常にあふれていると思ひます、いろんな情報が、いろんなところで。ただそれに対して中小企業の皆さんについては、そうした個人、あるいはそれに近いような小さい業においては、なかなかそうした情報を生かし切れないというのが悩みではないかというふうに思ひます。

昨日も申し上げましたように、いろんな制度や、いろんな施策や、いろんな手だてというものが府においても、町においてもございますので、やはり窓口業務といいますが、やはりそうしたことについて商工会なり、町なりにやはりご自分の意思で、やはり尋ねていただくということが、まず大事ではないかというふうに思っております。そうした中でいろいろと皆さんにかわって、情報を集めるなり、あるいは提供するような、そうした努力は当然させていただくというふうに、したいというふうに考えておりますし、そういう体制で臨むというふうに担当課の方も、そういう覚悟でやっておりますので、そういう意味でどんどん活用をしていただけたらというふうに思います。

いろんな情報の中かから、じゃあご自分がどういうことをやっていこうと思っておられるのかという、その主体性が大事だというふうに思いますので、そうしたこともぜひ皆さん方にもお願いが申し上げたいなというふうに思います。

それから北部産業技術支援センターというのは、ちょっとお考えになっている中身とは違うかと思えます。実際にあの場所で技術的な成分分析を行ったり、自分のつくった商品がどういう強度を持っているとかいう、そういう調べをしたり、あるいはいろんなそういう、どちらかといいますと分析をしたり、そうした高度な機器がそろっておりまして、今の自分のつくられた製品等を調べてみたいというようなときに利用していただくということでございます。また、そういう技術力をつけるために、あるいはそうした能力をつけるために、そうした方々に対するいろんな講座といいますが、研究なんかも行っておられますので、ここでいろんな仕事をあっせんするといいますが、そうした場所ではございませんので、そういう意味で大いに製品をつくっておられる方々が利用して、よりよい商品をつくっていく、そうしたことを指導していく、あるいは、そういう場所を提供するということでございますので、若干内容的には違ったものであるんじゃないかと、多田議員さんが受けとめておられるのとは少し違った内容であるというふうに思っております。

そうした意味では、先ほども申し上げましたように、やはり町なりが窓口になる。商工会あたりが窓口になって、そうしたいろんな指導やら相談やらにらせていただくという、身近なところでの窓口として、先ほど申し上げましたように、相談をしていただけたらというふうに思います。

それから、2点目の直営なのか、あるいは指定管理なのか、委託なのかということにつきましては、ちょっと先ほどもるる申し上げましたけれども、あえてくどくなりますけれども、施設のそうしたもとの設置目的、あるいはサービスだとか、効率性だとか、あるいは使用料、適正な管理等の、そうした観点から総合的に検討して判断していくというものでございますし、それらにつきましては4点ばかり、3点ばかりですか、活動目標に合った、そうした施設の管理運営を行わせるという形で町は判断しております。

それから、特に直営の判断基準としましては、法的拘束力が強いという場合、そうしたものが法令等で業務や管理者が限定されている場合ということになりますので、それらの法令に見合った形でやはりしなければならぬ、そうした施設もございまして、それらにあわせて指定管理にゆだねるということになりますけれども、おっしゃるように町にはそうした施設を管理し、業務の調査をしたり、あるいは指示等を、全般にわたる、そういう指導監督権限がありますことから、

やっぱりそれらも含めた管理状況を把握しながら今後も見舞っていくと、評価をしていくということによって、指定管理者であっても、それを違った指定管理者に任すだとか、そういう判断もしていかなざるを得ん場合も出てくるかというふうに思います。

今は始まったばかりでございますし、それぞれの指定管理を受けていただいているところも一生懸命、今、努力していただいておりますので、今後につきましても、それらもあわせて様子を見ながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ありがとうございます。1問目につきましては、3点とも同じようなことでもありますけれども、どういうんでしょう。今の町長のおっしゃる国、府、あるいは町の、そういった支援策、あるいはその金融面にしても、事業面にしても、体制は整えていただいておりますけれども、そこへ行くまでの状態がなかなか保てない、その制度を利用してやられる方は確かにありますし、国の支援策を見つけて、本当に商工会に相談へ行ったり、連合会に相談に行ったりして、その資金を引っ張ってほしい、こういう形で新しく産業を興していきたいという、そういうどういうんでしょう。そのレベルのことは、きのうも小林さんが言われましたけれども、介護と一緒にレベルが、段階があるんだということをおっしゃっております、まさしくそのとおりだなと、その段階はそうして別にほっておいても企業の方が、そうして見つけては、そうしてどこにでも足を運ばれる、その体制はそれで僕は何も言うことないんですけども、我々のような小さい零細企業が毎日、前に出たりなるとかいう部分がなかなかできませんので、そんなものは自分のことだから自分でしなさいと言われたら、それまでなんですけども、また、そのことは当然なんですけれども、そういったきめ細やかなところが依然、その町職員さんの中で現に出で起業家とお話をされたり、何かして情報をつかんでこられて、我々にビジネスチャンスを与えていただいた時期もあります。今の行政に行ったり、商工会に何かいい仕事ないかと言うて行ったら、こっちが教えてほしいと言われるような感覚で、こんなことがありますよ、支援の窓口というものは、また金融面にしても、こういうお金はありますよということは教えていただけるんですが、実際に具体的にこういうことをおやりになってみたら、こういうことだったら世話して上げますよとか、紹介しますよとかいう現実に我々のような小さい零細企業が相談に行ってもなかなか、それはこういう制度がありますよという形しかないわけですし、その微妙なところが、私は今申し上げておまして、なかなか大変なことだろうと思っておりますけれども、そういう課が町の中にあってもいいなと、それがまさしく今の我々の地域経済の詳細な部分の支援策かなというのが、私の今の思いでして、そこら辺を今、町長にお願いをしたり、そういうことができないかなというふうに思って質問をさせていただいております。

それから、2問目につきましては、今、指定管理者制度、当然町がどこまでいっても指定管理者がなければ、町の施設ですから管理をすることは当然のことなんですけれども、今、地域経済が弱いだけに地方行政、財政も弱いわけですし、そこを何とか民間のお力も借りてというのが指定管理者制度の趣旨ではないかというふうに思うんですが、また、町長も今おっしゃったように1年半ほどで、テアタところなので、まだ、結果が出せないというふうにおっしゃっております、まさしくそうだなとはいうふうに理解しておるんですが、また新年度の予算を見ましても全く、その指定管理者だなと、確かに指定管理者に指定されたんだなと、今の趣旨をつかまれて指

定管理にされたんだなというのが感じ取れない予算組みがしてありまして、今まで以上に上乗せしたような形で指定管理者と交渉をされて、管理費を決めておられるような状態に見えます。それから、直営のあの有機の豆この肥料をつくることにしましても、大変あれ農業施策として支援をしていただいたり、ブランド品をつくるために頑張っていたいておるんですが、やはりあそこら辺の設備投資や、そういうことを見ましても大変本当に農家の方が、それによって、その支援策によって採算が取れておるんだらうかというような分析も考えられます。そんなことも考えられますし、ファーマーズにしましても、確かに経営者というのが、会社としては黒字に転換されたように努力をされているように思いますけれども、町側かに見ましたら、行政側から見ますと、かなり出費をされておりまして、本当にそんなことが一つの会社として見たときには採算が、そこも成り立っておるんだらうかという結果になります。ですから、そういう町行政の厳しい、財政の厳しいだけに、ずるずるとそういった形で維持をされていこうと思うと、だんだん疲弊してしまいますし、経済に圧迫が出てくるのではないかと。ですから、その辺を町長のお考えで、やはりそれは趣旨がどうであれ、これは町民の、そんなことにむだな経費をほかすよりも町民サービスにもっと、その金を回した方がいいということは、やっぱりその施設を切るところは切ってしまうなんという状態も考えなければなりません。そういう強い意志を持っての指定管理制度に導入されておるのか、その辺がもう1点、お聞かせ願えたらありがたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員さんのご質問にもお答えしたんですけれども、やはり町ができます範囲というのは、やはり限られております。広く町民の皆さんに対して商工観光課も対応していくということでございますし、実際のそうした細かい営農指導だとか、あるいは営業の、そうした経営指導だとか、あるいはそうしたものの情報を的確に直接商工業者の方と話をされる窓口は、やはり商工会だというふうに思いますし、本来の、そういう商工会の仕事を、やはり今度3町が一緒になられることによって、より今まで以上に発展していくものというふうに期待しておりますし、やはりその町のすべきことと、やはりそういう任意団体であります商工会がされる最大の、この地域の大きな組織でございますので、やはりその商工会と、やはりもう少し連携をとりながら、そうした業者の方の的確に情報が伝わったり、あるいは指導をしていただけるような、そういう体制をつくっていただく、そうしたことに町の方も努力をさせていただきたいというふうに思っております。なかなか直接ということになりますと、本来商工会がされるべき仕事を町の方がかわってやっている部分も多々ございますので、やはりその辺のところ、今回、総合計画の中にも町助という言葉が新たに入りました。やはり企業としてやられることを企業がやっていくということでございますので、その辺のことの、切るという意味じゃなしに、協働してやっていくという、その受け持ち分といいますか、そうしたものはっきりさせながら今後の、そうした商工業者の皆さんに対します施策も行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、指定管理ということにつきましては、単に考え方としましては、確かに財政的なこともございますけれども、やはり町がやるよりも、直営でするよりも指定管理者に施設の管理を任せの方がよりサービスが上がったり、あるいはその民間の人のノウハウをもって、その施設の機能が、さらに向上が図れるというふうな、そういう観点でもって指定管理をお願いしているわけでございますし、当然、町の方も、それに対する支援といいますか、指定管理のための、そう

したことも当然やっていく、いかなきゃならないところでございますけれども、もっと、要は行政がやるよりも指定管理者の方たちがより合理的な、あるいはより適正な料金でもって管理運営が望めるといふ、そういうメリットの点を大きく評価して指定管理に指定をしているというふうにご理解がいただけたらと思います。

先ほども申し上げましたが、始まりして、与謝野町にとりまして、まだ1年と半が経過したような状況でございますので、いろいろまた、問題や課題や、そうしたものも出てくるといいますけれども、やはりよりよく、それらにつきましても、それぞれの施設管理者との連携でもって進めてまいりたいというふうにご考えております。

1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

次に1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村生八議員。

1 番（野村生八） 日本共産党の野村生八です。通告に基づきまして環境問題について、町長に質問します。

1点は環境問題の中の地球温暖化対策について、そして二つ目には、その中でもとりわけ生物資源を利用した取り組みについて質問をいたします。21世紀の社会にとって、環境問題というのは大変深刻な、そういう状況を増してきています。ダイオキシン、フロン、こういう危険な物質、また、ごみ問題やBSE、酸性雨、土地の砂漠化、あるいは塩害化で食料が足らなくなるのではないかと、こういう問題や食の安全、地球温暖化や異常気象、さまざまな分野で人類の生存を脅かす危機的な状況になってきている。しかも、それが加速度的に、そして広範囲に広がってきているというふうにご思います。このまま進めば、私たちの子供たちは、この地球上で住めなくなるのではないかと、これほど深刻な問題ではないでしょうか。今、地球環境を復元することは人類の緊急で、そして最優先の課題と言ってもおかしくないというふうにご思います。

きょうは、この環境問題、さまざまある中で地球の温暖化対策について、質問をいたします。私は地球温暖化というのが、いわゆる二酸化炭素の増加だけによって起こっているというふうには思っていません。地球の周期的な原因もあるというふうにご思います。しかし、少なくとも、この二酸化炭素の増加が、この温暖化に拍車をかけている。このことは間違いがないというふうにご思います。20世紀の先進国が石油や石炭、こういう化石資源をもとに利益最優先で進めてきた大量生産、大量消費、そして、使い捨て文化、こういう社会の仕組みが、この二酸化炭素をふやしてきた原因であることは、もう明確です。であるなら、この仕組みを変えることが、どうしても必要ではないでしょうか。これからは自然エネルギーや生物資源のように、再生可能で循環し、永続的に利用できる資源による文明を築いていく、今までの資本主義の社会の仕組みを転換することが必要だと思っております。21世紀の経済発展は利益優先から持続可能な発展に変えようではないかと。このことを強く訴えたいと思っております。

個人はスローライフなど、暮らし方を変える。企業は利益のためだけの生産から環境優先の生産へ切りかえる。国はルールある経済の仕組みをつくる方向に切りかえることが求められる、このように思っております。こうした中、97年に京都議定書が締結をされて、温室効果ガス、二酸化炭素の排出を抑制するための目標値が初めて設定をされました。これを受けてヨーロッパでは8%

の削減を目指し、企業への排出規制、二酸化炭素の売買、自然エネルギーの固定価格で買い取っていく制度、このように国として、EUとしてルールある社会、ルールある資本主義社会に切りかえ、持続可能な社会づくりを進めてきています。これに反し日本では企業への割り当てもせず、自主努力を求めるのみで、企業は利益優先での企業活動を引き続き続けてきているのではないのでしょうか。その結果、日本においては6%の削減どころか、反対に6.4%二酸化炭素をふやしてしまいました。日本のこういう取り組みは世界の足を引っ張る、そういうふうと言われるところまでできています。

日本で、この6%を削減は、どうすればできるのか。日本の温暖化ガスの排出は、その8割が企業や公共部門から出されている。家庭は2割というふうに使われています。しかも、その8割のうち電力業界や鉄鋼業界、これがその半分を占めている。いわゆる大手の150事業所から出ている。この事業所で半分を占めているという調査結果が明らかにされました。政府がまとめた京都議定書目標達成計画改定案では6%を減らす、このうちのわずか0.6%しか国内で削減しない。こういう計画になっています。残りの5.4%はほかの国との排出量をやりとりする。こんな計画になっています。わずか0.6%でも自主行動ということで達成できない。まさにEUとは方向性も姿勢も全く違ったものになっています。政府は大量排出源となっている、この大規模事業所の排出規制を一刻も早く強めるべきではないのでしょうか。世界で二酸化炭素の削減に消極的なのはアメリカ、カナダ、そして日本、このように使われています。

こういう環境問題、温暖化問題をとっても日本の政治がアメリカ言いなり、そして、献金をもっている大企業言いなりの社会になっている。政治になっている。このやり方をここでもやはりルールある資本主義、これへの変革が一刻も早く求められているというふうにもいます。

私は、こういう中で、この与謝野町でも21世紀の時代にふさわしい温暖化対策の取り組みを求めたいというふうに思いますが、町長の、この問題への考え方や町としての取り組みの内容をお聞きします。

2点目に、この二酸化炭素を減らしていく。この取り組みとして生物資源の利用ということがあります。この点についてお聞きをいたします。生物資源というのはわかりにくい言葉だと思いますが、一般的によく最近使われているのが、バイオマスというふうに言葉がよく使われています。このバイオマスというのが生物資源という、日本語で言えば生物資源というふうに使われているようです。この自然の生態系の中の動物や植物、この生きた有機物というのは、生きていくために物質とエネルギーが必要です。私たち動物は、それを植物やほかの動物を、魚などを食べて、これを得ています。そして、植物は太陽のエネルギーを利用して水と二酸化炭素から光合成によって、この物質とエネルギーを得ています。結局、私たちを含めた、この植物の光合成がすべての物質の、生物の物質とエネルギー源になっているということです。これらの生物と枯れ木や落ち葉、あるいは生命活動を得た有機物、こういうものを含めた生物体全体が生物資源、バイオマスと言われています。この生物資源を使ったエネルギーをバイオマスエネルギーと言われ、化石燃料にかわるエネルギーとして使っていくという取り組みが世界的にも進んでいます。この生物資源を燃やすなどしてエネルギー化すると、その中に含まれていた炭素が二酸化炭素となって再び大気中に放出されることとなります。しかし、放出された二酸化炭素は再び光合成によって吸収されて有機物に固定されるわけですから、こういう生物資源は燃焼しても全体として二

酸化炭素の量がふえることはありません。こういう二酸化炭素が固定をしている。このことを二酸化炭素ニュートラル、またはカーボンニュートラルというふうに言われています。つまり、この生物資源を利用してエネルギーを得ることは、再生可能な、持続可能な、そういう性質、こういうことが生物資源の特徴であるというふうに言われます。

酸性雨や大気汚染、ダイオキシン、こういう有害物質やプラスチックは自然に置かれているだけでは分解をされずずっと蓄積をされてきます。これと比較して生物資源は再生可能、持続可能な、そういう性質があるということで、この生物資源を利用したエネルギーに切りかえていく。生産を切りかえていく。このことが二酸化炭素を減らしていく取り組みとして世界でも大切な取り組みとして進められています。

先ほど紹介しました日本の大規模な事業所が排出している、この二酸化炭素、その多くの比重を占めているのが石炭火力発電所、こういうものになっていますが、例えば、この石炭火力発電所も、燃やす中に生物資源を加えていくのか、石炭火力発電所から生物資源の発電所に切りかえる、こういうことが必要だろうというふうに思います。

この二酸化炭素を減らすためには、大きく言って三つの方法があると考えます。一つは放出されている、この二酸化炭素の量を減らしていく。二つ目には、光合成によって有機物に吸収し、有機物に吸収し、固定する量をふやしていく。三つ目には、炭素を利用しないようにし、固定や抑制をしていく。この三つの方法があると思います。

まず、一つ目の排出を減らす、こういう意味で言えば、先ほど言いましたように化石燃料を使うかわりに生物資源を使っていく。このことが大変大事だと思います。また、吸収をふやすには森林を活性化させることが必要です。ただ、植物は光合成で二酸化炭素を固定するわけですが、一方では植物自身の呼吸によって再び二酸化炭素も排出を、放出をしています。ですから、ただ単に森林を保存しただけでは二酸化炭素の吸収に役立つという、そういうことにはなっていません。

例えば熱帯林では、植林から10年で、この二酸化炭素の吸収能力は最大になって、そして、だんだん減っていく。そして、ついには呼吸をする方が多くなって二酸化炭素の吸収どころか、森林が二酸化炭素を放出する、こういう状況になっていくと言われています。また、竹でいえば2年生の竹が一番二酸化炭素の吸収量が多い。こういうふうにあります。したがって、放置竹林では新しい竹が発生しないという、こういう問題もあって、竹林を放置していると二酸化炭素の吸収がどんどん減っていき、そして、いろんな問題が生まれてくる。こういう状況になっています。まさに森林の適正な管理、間伐や放置竹林の整備、こういうことが二酸化炭素をより吸収する取り組みとして大切だというふうに思います。

三つ目の炭素を固定して放出させない。こういう内容でいえば、例えば、樹木を伐採し、そして、木材として長く利用していく。家を長く利用していく。この取り組みで、その間は二酸化炭素が放出されずに固定される。こういうことになります。パルプに加工して紙として使っている間も二酸化炭素が放出されずに固定されることになります。

木やパルプなどは、有機物は土の中に入れば微生物で分解されて、やがてすべて二酸化炭素を放出していく。吸収固定した二酸化炭素を放出していく。こういう自然の循環になっていますが、こういう中で、こういう利用をすることで炭素を固定をすることができます。また、炭素を固定

させることで、大きな働きをするのが炭化をすることです。炭化は酸素を制限しながら燃やすことによって、その中に炭素だけが残されます。この炭化物は安定をしていて、自然に放置しても科学的に安定で、燃やさない限りは二酸化炭素になって放出されることはありません。土の中に埋めても有機物、この有機物は、先ほど言いましたように微生物で分解されますが、炭化された炭は、これらに分解されずに何十年、100年以上炭素を固定をする。こういう役割があります。二酸化炭素を固定して大気中の二酸化炭素濃度を低下させる上で、こういう炭化したものを利用していくことが非常に大きな効果があると思います。

このように生物資源をガス化する、エタノール化する。化石燃料のかわりに燃焼させ発電をする。さまざまな取り組みが始まっています。環境問題の取り組みによって雇用もふやせる。こういうことも明らかになっています。

このようなことを指摘をして、当町での取り組みや考えをお聞きをして1回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） ただいま野村生八議員の一般質問中ではございますが、ここで一たん休憩を挟みたいと思います。

休憩後、町長の答弁を求めたいと思いますので、50分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の環境問題についての1点目、地球温暖化問題に対する考え方と取り組みについてでございますが、地球温暖化の防止はおっしゃるとおり人類共通の緊急の、また、最優先の課題であるというふうに認識しておりまして、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現することが今を生きる私たちの使命であるというふうに考えております。

地球温暖化対策にかかわる京都議定書では、2012年までに1990年対比で6%の温室効果ガスを削減するとしておりますが、先ほど述べられましたとおり、我が国の現状は逆に温室効果ガスがふえており、達成が厳しい状況でございます。その要因としては、ご指摘のように温室効果ガスの排出量が一番多い企業の責任を自主行動計画に任せてきたことについては、見直しが必要かなというふうにも考えますが、温室効果ガス排出削減に取り組まない企業を許さないといった、そうした世論の力こそ今後は大切ではないかというふうに思います。ただ、京都府におきましては、京都府地球温暖化対策条例を制定し、府独自に温室効果ガス10%削減を目標に取り組みされており、さらにこの条例に協力する事業所を公表するなど、官民一体となった取り組みを展開しております。

与謝野町におきましても、少しおくれましたが、20年度に地球温暖化防止行動計画を策定し、具体的な行動計画と削減目標を定めることとし、さらに計画策定前ではありますが、直ちに組み入れるものとしてバイオディーゼル燃料使用公用車をふやすとともに、その給油施設も整備することにしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に2点目の二酸化炭素削減の取り組みについてでございますが、生物資源を利用した二酸化炭素削減方法としては、未利用の生物資源として山に放置されております間伐材や竹材、さらには麦わらやもみ殻等が考えられますが、これらをどのように活用するかについては、多くの方の知恵を集めることが大切であり、積極的な提案をどんどんお願いしたいというふうに考えております。

バイオマスと言われている、先ほどのご説明がございましたが、町といたしましてもバイオマスタウン構想の策定と実践は、地球温暖化対策の柱として考えているとともに、今後大きな課題というふうに認識いたしております。

非常に簡単でございますけれども、野村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、2回目の質問をいたします。温暖化対策、積極的に取り組む姿勢を表明していただきましたし、20年度には行動計画を策定することで期待をしていきたいと思っております。

先ほど光合成をちょっと誤って言いまして、申しわけありませんでした。まず、国の問題なんですけどね。先ほど言いましたように大企業、言いなりという言い方をしましたが、こういうやり方が環境問題の中でも一向に私たちの国では進んでこない。世界の中で取り残される。こういう状況が生まれているわけですが、これはほかの問題でもですね、例えば派遣労働をふやす、こういうやり方で正職員がどんどん減って、ラインのほとんどが、すべてが派遣労働で運営されて、こういう面でも利益を、大企業の利益を生み出す、そういう方向に政治を変えていく。あるいは税金の問題でも、庶民からは消費税など増税をどんどんしながら、その分と同じだけ大企業には減税をしていく。こういう大企業の利益が優先されるように政治を変えていく、こういうやり方、これと同じことが環境問題でもやっぱり進められているわけですね。ここの大もとを変えない限り、日本が環境問題で世界の先進国として立派に世界の中でつき合っていく、こういう国にはならないだろうと思えますし、やはり21世紀の資本主義の社会の枠組みの中でもこういう方向に切りかえていく。このことは絶対必要だというふうに思っています。こういう目で見ても、今国会で問題になっております道路特定財源、また、四国に和歌山から橋をかける、九州からも橋をかける。全国で六つもむだな橋をかける。これらに含めて10年間で50兆近く、こんなところに税金を回していく。優先的に回していく、確保する。こういうやり方も、これからの日本の社会の中でも、世界の中でも、もう通用しないのは明らかだろうというように思います。私たちは、こういう問題でも、やはり一般財源化と同時に環境税、こういう形にするべきではないか、こういう検討もしながら提案もして、今もヨーロッパ、ドイツの方に共産党議員団として、党として視察に行きながら取り組みをしています。国の政治のやり方、大もとをしっかりと切りかえて環境問題しっかりと取り組める、そういう社会づくりも必要だろうというふうに思います。

そこで当町での取り組みですが、2回目の質問としてお聞きしたいのは、まず、住民環境課の取り組みですね、これについてはどのようにお考えか、お聞きがしたいというふうに思います。

先ほどから言っていますように、温暖化対策というのは、あらゆるところに、そのもとがあるわけですね。あらゆるところに取り組める内容があるというふうに思います。そういう意味で例えば、住民環境課の中の今の仕事の中だけでやれる問題ではなくて、例えば、今、地域交通をや

ろうとしている。これも二酸化炭素を減らす取り組みですから、環境課も当然そういう視点で、その取り組みに向かわなければならないわけですね。あるいは、先ほどもありましたが、京の豆っこ、おから堆肥ですね、この問題の中を見ても、私は循環型農業ということで非常にいい、有機肥料で非常にいいなというふうに思っていました、中を見れば大変なエネルギーが使われているわけですね。肥料化をするのにエネルギーをたくさん使って肥料化していたのでは、この温暖化に対して環境負荷になる。こういう問題もあるわけで、そのほかでも役場の、先ほど80施設言われましたかね。すべての施設の二酸化炭素排出量が幾らあるのか、それをどう削減しているのかという話になりますと、あらゆる課の中で、この問題に取り組んでいく必要があるわけで、住民環境課の仕事というのは、そういう意味では縦割ということも排して、そういうあらゆる問題について仕事ができる体制、機構、そういうことを明確に打ち出す必要があんではないかというふうに思っていますが、こういう点については、どのように、この20年度からということなんで、進められようとしているのか。

少なくとも今までは、この温暖化に対して何かするという住民環境課の仕事の内容というのはなかったと、ごみ問題とかね、そういういろいろ環境問題はあったわけですが、温暖化ということが余り明確ではなかったんじゃないかなというふうに思っていますが、それらを変えられるお考えがあるのかどうか、この点について質問をいたします。

それから、生物資源の問題なんです、先ほど、今言われましたように当町でもいろんな車に油を循環させて使っていくという、そういう取り組みもされています。世界でいえば自然エネルギーを利用して、町のすべてのエネルギーを、それで賅う、こういう町が二つ目の町として生まれたという、そういうことも紹介をされています。そういう自然エネルギーを利用してというのは、なかなか当町では難しい面があるかなというふうに思います。例えば、風という面で見れば、そんなにエネルギー回収効率がいいということもないと思いますし、太陽光パネルでいっても多くの日が、太陽が当たっていない。ことしになってからも晴れた日が非常に少ないわけですから、なかなか自然エネルギーという点では取り組みがやりにくいかなというふうに私は思っています。

例えば、こういう太陽光パネルを使う取り組みでも、太陽光パネルを使えば環境対策になる、温暖化対策になるのかといえ、一概にそうとは言えません。この太陽光パネルをつくるために使ったエネルギーが、それを使うことによって回収できれば環境に優しい取り組みになりますが、回収できなければ、反対に環境負荷、二酸化炭素をふやす取り組みになるわけですから、環境問題というのは、本当に複雑といいますかね、十分検討して取り組まないと難しいだろうというふうに思います。

そういう中で、この生物資源というのはね、やはり山もたくさんありますし、非常に取り組みが進めやすい、こういう内容だろうというふうに思います。例えば、今、先ほど言いましたおから堆肥、重油をたいて蒸気が肥料化促進したり、乾燥したりということをしています。今度、回収をしていこうという、総合計画のね、計画になっているようですが、もう少し、その重油をたくさん減らして生物資源を利用するような、そういう方向でできないのかとか、ほかの温泉の施設、そういう施設についても生物資源を利用した方向に切りかえられないのかとか、いわゆる身近にできる取り組みと同時に、戦略的といいますかね、大きな取り組み、これも必要だろうというふうに思っています。八木町ではふんなどを、家畜のふんなどを利用してエタノールをつくっ

て、それで発電しているという、こういう大きな取り組みがされています。それぞれの町で取り組む内容は当然違っていいわけですが、そこまでやっぱりやらないと、この我が国での6%の削減というのは、当町の責任としても、なかなか貢献ということにはならないのではないかなというふうに思っています。今度、策定されます、この計画、行動計画については、やはりそういう意味では積極的なといいますか、先進的なといいますか、そういう取り組みが含まれているような計画を、ぜひ策定していただきたいというふうに思っていますが、こういう点について再度、質問をいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 取り組みの対応の仕方といいますか、おっしゃるように住民環境課だけで、これを取り組んでいくという、計画を立てるもとは、そこであっても、取り組んでいくということになりますと、やはり町全体のいろんな知恵や提案や、また、そうした取り組みについての考え方等もお互いにまとめるといいますか、そういう作業が必要になってくるかというふうに思います。このことにつきましても、ずっとちょっと悩んでおまして、何らかの形で、やはりそうしたもののプロジェクトといいますか、全庁的に考えられる、そうした組織をつくる必要があるかなというふうに思っております。今具体的にどういう形でということにはなりません、やり方によっては特別にそういうものをつくらなくても、お互いの各課が連携し合って提案をしていく、あるいはこういう問題があるというふうなことを出し合うという、そういう形でもいけるのではないかなということで、これも早急に庁舎内で検討をしていきたいというふうに考えております。

おっしゃるように、いろいろなエネルギーを新たな、また違った形のエネルギーにしていくというような格好でヨーロッパあたりでも非常に先進的な取り組みが進められておりますし、それらも計画的に国全体で目標30%だとか、50%だとか、我々から考えますと非常に驚異的な数値を掲げられて取り組んでおられます。やはり小さな自治体だけではなかなか取り組めない。そういう、ぜひ国の取り組みも我々も声を上げていなければならないと思いますし、先ほどおっしゃいましたように、一番違うなと思うのは、やはり企業に対する国の対応だというふうに思います。前回、大分前ですけれども、ヨーロッパに行かせていただいて、そうしたものを実際に見聞きしました中で、やはり国の果たすべき、そういう役割が、やはり大きくこれらの目標を達成するための力になっているというふうに思いましたし、例えば、実際にあった工場を一たんつぶして、次の工場を建てるというときに、その土地の一体どういうものが、その工場で作られていたのか、それに対して有害物質がどういうものがあったのか、そしてまた、その下の地層はどうだったのかという、そういう工場の履歴といいますか、そうしたことまできちんと国が把握をしていて、そして、それに対して次つくられる建物に対する、いろんな指導がなされているというふうなところまで考えてみますと、そうした取り組み方の違いが非常に大きな差を生んでいるんだろうなと、それだけではなしに、いろんな面でも、そうした環境に対する考え方の、やはり違いが大きく施策に反映されてきているんだなというふうに思います。そうした意味でも、やはりこれだけ叫ばれている中で、我々自身、また、住民の皆さんも、やはり国に対して、やはり国がとるべき責任、要するに公助の部分で、やはりしっかりものを言うていく。あるいはヨガヨの部分で、企業が果たすべき役割、また、それに従って我々が果たすべき役割等を明確にしていたくような、そうしたことを訴えていくということも大事なことだろうというふうに思っており

ます。

そうした中での、まだまだこれからという、また、町にもついてないような状況の中ですけれども、できるだけ取り組めることを積極的に取り組んでいこう。また、それも町だけではできませんので、当然、住民の方たちの協力や理解が必要になってくるというふうに思いますので、それらも含めて、この与謝野町が環境問題については、先進地だと言われるような、そうした水、緑、空というものが確保できる美しい、水、緑、空が確保できる、そんな町であってほしいなという思いも込めまして、この環境問題には真剣に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 大変期待をしております。その上に立ってですね、もうちょっと踏み込んで3点、質問をいたします。まず、1点目は、発想の転換が必要ではないかというふうに思っております。例えば、こういう庁舎の電気を節約していくという、こういう問題でも今までは財政の削減という、そういうことが中心の視点で取り組まれてきたのではないかと、余り二酸化炭素を減らすためということでは言われてこなかったのではないかとこのように思っています。しかし、これはまさに、その反対では二酸化炭素を減らすわけで、取り組みなわけで、そういう個々の行政として、している仕事の中身、一つ一つの中で発想を転換して、こういう地球温暖化に、削減に貢献していく視点を明確に持ちながら行政執行をしていくということが、必要ではないかなというふうに思っています。

二つ目は、こういう取り組みに対して、どれだけ予算措置がされるのかということについて、お聞きをしたいと思っております。当町は合併をして財政が大変、合併をすれば財政が大変になるということは、前から指摘をしてきまして、そのことがおかしいとは一切思っていないわけですが、現実には削減していかなければならない。そういう中で、こういうために新たな予算が確保できるのかどうか、この点については不安を持っています。宮津市では、例えば、ペレットストーブを導入して、ペレット化の機械を導入するという、そういうことが20年の予算でも頭出しをされているように聞いています。当町で行政改革で出費を減らしながらも一方で、こういう問題にしっかり予算をつけるというお考えがあるのかどうか。そして、最後には雇用の問題ですが、こういう取り組みの中で雇用がふえます。ブラジルではサトウキビをエタノールにするのに、100万人の雇用を生んでいます。当町でも、こういう取り組みの中で雇用をふやすという計画を、ぜひつくっていただきたい。そのことも述べて3回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに発想の転換ということは必要かと思っております。今まででもアイドリングをやめていただくというようなことも、これは二酸化炭素を削減していく、温暖化につながる中での取り組みを、庁舎の中では電気を昼間、昼休みには消すというような、少しでもということでの取り組みもしてまいりました。いろいろと発想の転換をしていくという、その明確に二酸化炭素を縮減していくんだという目標を掲げた中での取り組みになるうかと思っておりますけれども、それらも含めまして今後の中で検討していきたいというふうに思っております。

今おっしゃいました新たな予算化が、予算ができるのかということにつきましては、できるだけそういう努力はさせていただきたいと思っておりますが、今明確にじゃあできますとも、できません

とも、まだそうした計画もないものですから申し上げることはできませんが、先ほど申し上げましたように、できるだけそうした努力はしていきたいというふうに考えております。

雇用につきましても、今の状況の中で、一つのそうしたご提案だというふうに受けとめさせていただきます。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（糸井満雄） これで野村生八議員の一般質問を終わります。

次に10番、赤松考一議員の一般質問を許します。

10番、赤松考一議員。

10番（赤松考一） それでは、第15回平成20年の3月の定例会におきましての一般質問を、議長の許可をいただきましていたします。

まず、1点目、通告の順番でいきますが、広域連合によりまして税務の、税の共同化が、京都府さんの方の肝いりで昨年より準備されているようでございます。税という非常に大事な財源を全国でも珍しい府というもので一体化すると、徴収を、という共同事業であります。また、全国的にも先例がないだけに、また、所管の、私も委員会の委員長として、総務常任委員会の中でも担当課の方よりいろいろと意見やら質問をしてみるわけでございますが、中から、なかなか全容が見えてこない、これからいよいよ本年の秋ぐらいには設立がきちとなるようでございますが、これから展開と、それから本庁からですね、この広域連合に対しましてですね、やはり注文とか意見とか、そういったことはしてあるのか。それとも京都府さんの方の言いなりなのか、この点につきまして、早速今年度の当初予算にも税務の方で上がっているようでございます。やはりこれにもまた、新たな出費が伴うのではないかと、また、新たな人的出費もあるのではないかと、いうふうなことが、やや懸念されます。したがって、このような、今後どのように町長は、この事業を見ておられるのか。そして、実際に本庁の税務、税徴収には、特に滞納という課題がございます。これはどこの町でも一緒であります。このことが参加するによって、どのようにして、いわゆる今よりもたくさんの利点があるのかどうか。この点につきましてもご答弁を願いたいというふうに思います。

既に、あれは南丹市でしたか、長岡京市ですか、長岡京市ではこの税の、府の税務の共同化に異論をとらえておられるようであります。これは先月の28日の京都新聞のニュースでございまして、長岡京市は共同化への参加は市町村が判断できるようにすべきだとの考えを示し、税に関する業務を担う広域連合の今春の設立を目指す部を批判したと、このように書かれているわけでございます。これは27日に開かれました先月の市議会の3月定例会の一般質問に、これに対しまして答弁に立った市の総務部長は、府は現段階で具体的な内容を全く示しておらず、このままでは電算処理費などが二重投資になる恐れがあると指摘されまして、広域連合へは市町村による判断や選択に基づいて参加できるようにし、時期も柔軟に対応するよう府に要請すると述べておられますが、現実におきましては、どのように、この税務の共同化に対しましての見方をしておられるのか。町長にまず1点、質問をいたします。

次に、学校給食について質問をいたします。学校給食も、いわゆる昨今の食材、いわゆる小麦、また、燃料等も高騰いたしまして、給食が、学校給食が悲鳴を上げていると、こんなようなニュースもあるわけでございます。したがって、食料や燃料の高騰によりましての価格上昇に対

して、どのような対応をされているのか、この点が1点。

それから、こういったことが学校給食、いわゆる特に給食費の値上げには反映するのかわからないのか、また、反映するとするならば、どの程度のものなのか、この点が1点。それから、特に最近、冷凍食品が学校給食でも使われているということで、いろんな意味で冷凍食品が今現在、特に中国の輸入製品による、あの件から注目されているわけですが、当町の給食では冷凍食品、どのようにして使われているのか。また、反対に地元産の食材はどの程度使われているのか、この点につきましてもお願いいたします。

それから、私は以前、食育に対する取り組みを町長にお尋ねしました。私は当時、知育、体育、徳育、食育と、非常に食育は大切なものであるということと、また、全国でも、また、国でも、この食育の基本計画をつくっておるということを申し上げたわけですが、町長も食育の大切さは認めていただき、早急にそういった計画をつくるというふうにご答弁いただいたわけですが、その後、どのように食育に対して考えておられるのか、また、現在、実際にこういった形、学校給食の中にも、そういったものがどのようにある程度、影響しているのか、いないのか、この食育に対する取り組みにつきましてもお尋ねをいたします。

それから、町の活性化対策、これは今回、いろんな議員が語る述べられておられますので、簡単にさらっと流しますが、まず一つ、やはり活性化するという点におきまして、私は以前からたびたび申しておりますが、やはり職員の中にキーパーソンの方がほしいということと申し述べておりました。なかなかそういった方も、まだ今のところ出てこられていないようでございます。そこで私は大変予算が厳しい、また、今回の議会では職員の皆さん、また、町の三役さんの給与を下げようというふうな条例改正の議案が用意されている中ではありますが、本当に町をつくるとか、町を活性化するためには、成功しておられる地域の例を私も書物で見たり、実際に行ってみたりしまして、やはりそのあらゆる人のマンパワーなんですね。それも多くのマンパワーではなしに、たった一人、たった二人のマンパワーで町がすっかり変わるわけです。そういった意味で、私は民間の方々の中から公募をしまして、常勤の特別職制度の職員を持つというふうな、その制度をつくったらどうかというふうなことを、以前から思っていました。ちょうどその思っていたことがですね、これは京丹波町ですね、京丹波町で町内の観光資源の活用や企業誘致などを担当する常勤特別職を民間から公募するというふうなことが発表されました。やはり似たような感覚といいますか、似たような見方をしておられる町長もあるんだというふうなことで、この京丹波町では、参与という職で採用予定は一人と、主な仕事は企業誘致活動や観光振興など、地域資源の活用、そして、定住できる環境づくりに関することというふうな職務内容であります。そして、民間企業での実務経験が20年以上あることが条件で、2008年の4月1日現在40歳から65歳までの人で、在住地域は限定しないと、任期はことしの4月1日から2年間と、給与は月額35万円以内、経験などを考慮し決定すると。通勤手当、時間外手当、賞与の支給はないと、このようなことが発表されています。

試験の内容は論文と職務経歴を一次審査、その後、面接というふうなことでありまして、きのうまでが募集期間でありまして、私も応募したいなと思っていたんですが、そのようなこともできる身分ではありませんし、経験も不足でございますので、応募はできませんでしたが、やはりこういった形で、いろんな形でそういった庁舎内ないならば、じゃあ庁舎外から、そういったパ

ワーを持った方を引っ張ってこようと、こういう発想もあるわけです。したがって、一人の力で町は変わるたくさんあります。そういう意味では、私はこういった、この京丹波町と同じようなことでなくても結構です。与謝野町バージョンで結構でありますから、やはりそういったことも一つの、このきのうから、おとといかおっシャっています疲弊している、閉塞感がある。活性化していない。こういった議員皆さんの言葉の一つ一つを打ち破る、一つのいわゆる勢いになるかなというふうな思いもしまして、このような形で、このような発想があるのかなのか、また、町長はどのように思っておられるか、こういう制度に対しまして、町長の見解をお伺いをいたしたいと思います。

それから、これも前回、質問いたしましたが、与謝野町の観光協会に対する、その後の取り組みであります。これ前回も観光協会の状況を私なりに直接調査して発表しました。その後どのように、この観光協会に対しまして町長が見ておられるのか、この点につきまして質問をいたします。

それから、阿蘇シーサイドパークの活用、これに対しましては、私もこの件に関しましては質問をいたしまして、3月の当初予算の出るときには新たな阿蘇シーサイドパークの活用方法を発表してくださいということを質問をいたしましたから、町長はわかりましたというふうに答弁いただきましたので、ちょうど今がその時期でありますので、どのような活用方法を考えておられるのか、質問をいたします。

そして、その折にクアハウスのことも話しました。阿蘇シーサイドの活用がクアハウスの活性化にも結びつくといったことを述べました。したがって、このクアハウスが、今年度の見込みでは、昨年度の見込みですか、今年度の推移では、また、大きな持ち出しを要するというふうなことを耳にしています。果たして、これが1年間に3,000万円持ち出しがあるならば、10年間で3億円、20年間で6億円、この建物、この施設に幾らの事業費が投資されているかはわかりませんが、少なくとも10年、20年の歳月を見ていくなれば、今まま放置されるならば、もう赤字の増すのは目に見えるばかりでございます。そういった点でクアハウスの、どのように利用されるのか、この点につきましてもお尋ねをいたします。

それから、大江山の双峰公園の、大江山につきまして町長の方から一定、大山の観光に対する、町長の所見を述べていただきましたが、やはり私はあれだけの、特に今回、特定公園に認定されまして、あれだけの施設がもう既にあります。あの施設をそのまま野ざらしにしておくのには、余りにももったいない、余りにも、いわゆるきょうまでの投資したものが生かされない。これもそうであるならば、もうあれ以上のものは何も手につけないのか。きょうまであそこにも相当な金額が入っていると思います。あの野ざらし状態、雨ざらし状態で、このままずっといかれるのかどうか、この点につきまして質問をいたします。

それから、織物技能訓練センター、そして染織センター、旧野田川と旧加悦にある施設でございますが、きょうまでの当地域の基幹産業でありました繊維織物、これに対しましての施設でございますが、これが私は十分に生かされていない。この織物技能訓練センターの、いわゆる改修のときにも申しましたが、そのときに意見したことが全く生かされていない。心配していたとおりのことになっているという現状であります。この点につきまして、やはりどのように考えておられるのか、これも町の活性化対策の大きな一つであるというふうに考えています。

それから、P L A N Tの出店の件であります、P L A N Tの出店、これも何度も私も聞きまして、何度もはっきりとするというご答弁はいただいておりますが、一向にはっきりした答えが返ってきていません。たまたまきょうはP L A N Tさんにとっては記念すべき日でありまして、きょう3月13日はP L A N TさんがP L A N T 4をですね、福島県の何という町長でしたかな、出店、きょう開店される日であります。このようにP L A N Tさんも頑張っておられるわけですが、いわゆるP L A N Tの内容を調べますと、加川店は当然、もう閉店されましたし、去年は実質当期純利益、平成7年9月時点では11億3,600万円の赤字というふうなことでございまして、ご存じのように株価も低迷しています。一瞬ことしの初めには300円の大台も割りました。当時鳴り物入りで1,800円、500円をついていたところは夢のような話で、最近では300円から310円の間を行ったり来たりしていますが、こういったような状況で非常にP L A N Tに、私は大きく期待されているわけですが、もういいかげんでですね、やはりこの来るのか、来ないのか、はっきりしようとしてですね、あの計画をしないのか、やるのかやらないのか、これいつまでも地権者の方々のどうこうと、すぐ言われますけどですね、これは以前も会社ははっきりするように答弁いただいているわけですから、やはりその辺につきましては、ある程度方向性をお出しいただきたいと、やはりこれもですね、大型店と小売店とのお互いに、お互いが生き残ったらいいんだというふうな民の努力というふうに町長は常々おっしゃっていますが、共存共栄という非常に美しい言葉ではありますが、果たして、このP L A N Tが当町に与える影響よりも、失う影響の方がはるかに、私は多いというふうに思っています。

やはり8ヘクタールの農地をどう生かすか、これを農業に生かすか、観光農園に生かすか、P L A N Tに生かすか、いろんな生かす方法はあります。しかし、私はその中でも、そういった小売り施設としての生かし用は、その中でも私は、私が選ぶならば一番順位の低い選び方であろうというふうに考えています。今のきょうも、きのうもでしたか、ずっときょうの豆っこ・・・いますが、やはりこれからの新たな、この与謝野町の行く末には農業といったものが大きな、私はポイントになると、以前もこの質問の席で申し上げましたが、私はここに大きな当町の活路を見出すところがあるというふうに確信していますので、早くですね、この8ヘクタールの農地をどう生かしていけるのか、これにつきましての、もう大概の時間を待っていますので、ご答弁いただきたいというふうに思います。

最後に、今申しました農業の件でございますが、私は農業といったものが今後、皆さんもご存じのように、私がここで駄弁を申すまでもなく、今の農業といったものが一つの食品産業として見ていかなければならないと、農業というよりも食品産業、そして、この農業はきょうまでややもすると後進国の仕事であるというふうな見方がありましたが、もう中国も輸入国に転じました。完全にこれからは、農業は先進国の産業です。先進国でなければできない産業です。こういった点を認識していただくならば、いち早く、この日本列島の中でも農業といったものをどのようにとらえて、ここに食品産業としてとらえていくか、ここに自治体の活路があると私は思っています。そして、これを、でき上がったものを、とれた製品をそのまま売る方法もあります。しかし、今、食生活に対する安全・安心、そしてまた、家庭での料理の調達方法が昼食外食というふうになりがちな昨今においての食育と、これを考えますと、ある程度加工したものを販売しなければ、やはり消費者の方からも直接生ものを買うよりも一たん加工したものを、こういうのが一般的な傾

向であります。そういった場合に食品を加工する加工センター、こういったものを今、日本全国で逐次つくっていったておられます。そういった中で当町も加悦町の方々が循環型農業という形に早くから、そういったものを取り組んでおられて、これが一つの大きな与謝野町の財産になっていると思います。そういった意味でも、いろんな弊害もありますし、どこから取り組んでいいかわからないような大きな莫大な課題ではありますが、一番取り組みやすいところだと私は表います。そのためにまず、この農産物の加工センターを私は建築をしていただきたいなと思っておりますが、私よりも日々、この農政業務に携わっておられる農林課長、また、広く高所大所から見ておられる町長、そういった方々から、プロから見れば、どのような、この地域、与謝野町に今、農産物の加工センターがあれば、より潤うのか、教えていただきたいと、こんなふうに思っています。

ぜひとも、たくさんのご意見を申し上げましたが、一つ簡潔にご答弁を願いたいというふうに思っています。よろしくお願いをいたします。

第1回目の質問を終わります。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 赤松議員、ご質問の一番目、広域連合による税務共同化の利点についてお答えいたします。税業務の共同化につきましては、国から地方への税源移譲に伴い、今後、地方税のウエートが高まる中、公平公正で効率的な住民に信頼される、そうした税務行政の推進とともに住民ニーズに応じた、そうした多様なサービスを安定的に提供していくために財源となる税収の確保と、税業務の効率化が重要課題となっていることから検討されたものでございます。

各市町村では効率的な税業務の遂行に力を注いでいるところでございますが、これらの取り組みをより実行あるものとしていくために共同組織、広域連合を設立し、京都市を除く府下市町村と京都府が一体となって徴収から課税まで税業務全般について共同処理を進めるものでございます。

税務共同化組織の位置づけは地方自治法第284条による広域連合、特別地方公共団体となります。組織の業務デザインですが、本部、地域センター、市町村庁舎の三重構造による一体的な組織として業務を行うこととしております。業務内容は、徴収業務から取り組むこととしておりますので、徴収業務を例に内容を申し上げます。

本部は京都市に、市内に設置されまして、徴収業務指導、文書、電話、催告、大口困難案件滞納整理等の業務を行い、地域センターは各広域振興局管内に設置され、大口案件の滞納整理、地域内案件の滞納整理を行うこととしております。市町村庁舎は、窓口収納、納税証明、それから還付、充当、課税権に基づく業務を行います。今後の税務共同化の進め方でございますが、外部有識者4名、市町村2名、京都府1名の計7名による京都府税務共同化推進委員会でまとめられました内容に基づき、具体化を図ることとしております。

スケジュールの件でございますが、平成20年度は広域連合の設立と整備期間としており、平成20年度秋の広域連合設立に向けて4月に設立準備委員会を発足します。これは構成メンバーは首長を想定されているようであり、その下に京都府5名、市町村5名の職員からなる、そうした事務局を設置して課題を詰めることとしております。

設立後は、新たに開発します徴収支援システム、これはA7情報センター、株式会社K K C情報システムの共同開発に府、各市町村のデータを連携し、平成21年度から徴収業務を本格実施するとともに、課税業務の準備を行い、平成22年度以降、課税業務を実施していく予定となっております。

また、広域連合設立準備、あるいは事業計画の一環として共同業務の実実施計画が策定されますので、今後、年度ごとの職員の派遣、負担金の概算等が示されるものと思っております。また、詳細について技術的に詰めなくてはならない事情も多く、今後の協議により進めていくこととされております。与謝野町も含めて多くの市町村が抱えます、そうした税業務の最も大きな課題は、収納率の向上と滞納整理であるというふうに考えますので、広域連合に参加することによって収納窓口の一元化や、あるいはコンビニ納税の推進により、納税者の利便向上が図られること。あるいは滞納整理においても専門職員による取り組みができるなど、課題の解消に向けて大きな力になるというふうに思っております。

先日、開かれまして町村会の総会におきましても、町村会としては全面的に、この共同化に協力をしていく。また、そうしたことがスムーズに運ぶように要望もいたしました。先ほど出ておりました長岡京市の場合でございますけれども、南部の方は、もう今までも滞納整理組合がありますし、また、地域によっては、そうした税の電算課をされたところでもございますので、そうした意味で先ほど言われたようなことが出ていたのではないかとこのように思います。そうした税の、税務の共同化を進めていくことで納税者の利便性が図れ、また、効果も大きくなるというふうに期待しておりますので、町といたしましては、それに向けて進めていこうというふうに考えております。

次に、3番目を言わせていただいでよろしいでしょうか。町の活性化対策の1点目の民間公募による常勤特別職制度を創設ということについてお答えさせていただきます。民間企業等での事務経験や専門的知識、そして、幅広いそうした人脈といいますが、ネットワークをお持ちの方に協力をお願いし、地域経済の活性化や将来の町の展望を切り開くための施策に有効に生かしていくことは大変大事なことというふうに考えております。さらに総合計画で示しております行政と住民の皆さんとの共同によるまちづくりを進めていく上でも住民の皆さんの、そうした経験や専門的知識、人脈をどのように自助、共助、商助、さらに公助に盛り込んで推進していくかが、これからのまちづくりを進めていく上で重要なポイントになってくるというふうに考えているところでございます。しかし、現在のところ、ご提案の常勤特別職制度を導入するということは考えておりません。現段階では、いろんな経験や専門的知識、あるいは人脈を持った人材の発掘を進め、その人たちを巻き込んだ共同によるまちづくりを進めていくことが先決だというふうに思っております。まず、各種委員会委員等への就任や、あるいは各種計画への意見提案等をしていただき、基礎を固めていくことから進めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の与謝野町観光協会に対する取り組みでございますが、協会の自主的な取り組みに対し、支援をさせていただくことで協会と行政が情報を共有し、事業の推進を図っている状況でございます。また、商工観光課の担当職員が協会の役員会に出席し、協会の方向性の確認や事業支援の方法について確認を行っております。行政と協会の共同による取り組みを進めている

ところでございます。

次に、3点目の阿蘇シーサイドパークの活用による活性化、クアハウスの将来展望、大江山双峰公園の施設活用に対する考え等のことでございますが、初めに阿蘇シーサイドパークの活用による活性化でございますが、日本三景天橋立の美しい自然景観を見ることのできる利点を生かしながらクアハウス岩滝、あるいは太内峠、一字観公園とも、そうした連携した活用が図れないか、町民の皆さんと検討を進めたいというふうに考えておりますが、まだ、十分な検討には至っておりません。引き続き研究を重ねてまいりたいというふうに思っております。

クアハウスの将来展望でございますが、本施設への入館者は年々減少し、ランニングコストも賄えない状況となっております。担当課やクアハウスの職員は一生懸命入館者確保に努力をしております、また、4月からは運営委員会の一層の充実を図り、今後の施設運営について一定方向性を見出すこととしております。本施設は町民の温泉を活用した健康増進施設としては、なくてはならないものでございますので、健全な維持、経営が行えるよう引き続き懸命に取り組みたいというふうに考えております。

次に、大江山双峰公園の施設活用に対する考えでございますが、12月の一般質問でも一端を申し上げましたが、今後におきましては、自然を求めて来園される方を大切に環境整備を行ってまいりたいというふうに考えておまして、一定耐用年数が経過した物件は撤去していきたいというふうに思っております。したがって、人工的なものではなく、大江山のありのままの自然を感じていただけるような施設活用を基本に運営を行ってまいります。

4点目の織物技能訓練センター、染織センターの活用でございますが、織物技能訓練センターにつきましては、平成20年度から商工会に織物活性化事業の委託をお願いする計画でございます。本施設を活用して事業を行っていただくものでございますが、そのほか、染織棟も併設されており、さらには手機も一定整備してまいりましたので、将来は総合産地化への模索を図っていただくことを期待しているところでございます。

染織センターでございますが、ご承知のとおり本施設には染織指導員が常勤しておりますので、染めの技術指導はもちろん、染め体験の受け入れも行える状況であり、この状況をフルに活用した観光体験交流施設としても活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

5点目のプラント進出計画のご質問ですが、本件につきましても12月の一般質問で報告させていただきましたが、プラントは規模縮小で進出すべく計画変更を進めている状況でございます。現在のところ具体的な計画を示す段階に至っていない状況でございますが、プラントには新たな状況が生じた場合は報告するように、また、こちらからも担当課より連絡をさせておりますが、現在のところ、その状況に至っていないのが現状でございます。

最後に6点目の農産物加工センターについてのご質問、お答えいたします。当町におきまして、そうした農産物加工の状況は集落内の農家、あるいは任意のグループ、団体が地元でとれる農林産物を使っているいろいろなアイデアや特色を生かした形で漬け物やもち、みそ、つくだ煮、ケーキやかきんとう、はったいあめなどをつくって町内各地の朝市を初めとして、地域の祭りやイベントなどを通じて販売しておられます。地域内消費型で小規模な取り組みである反面、本当に素朴でおいしいことはご承知のとおりでございます。農村の活性化にも大きく貢献していただいているというふうに思いますので、何とか今後とも継続して活動をしていただきたいというふうに考

えております。

そこで農産物加工センターを建設するとした場合、当町の農業施策にとって、どのような施設が望ましいかというお尋ねでございますが、建設や、その施設を論じるより前に建設後の管理運営をどのようにするかが最大のかぎであり、どのような体制で、どのような方針をもって順調な運営を担保するのか、これが建設の条件になるものというふうに考えております。したがって、建設については慎重に検討しなければならないというふうに思っておりますが、機運が整い、方針が煮詰まっていく過程の中でおのずと必要な設備も明らかになるのではないかとというふうに考えております。

以上、赤松議員さんへの答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 赤松議員の、私への質問にお答えさせていただきます。質問項目は多岐にわたっていますので、若干長くなる点につきましてはお許しをいただきたいと思います。

まず、ご質問の1点目と2点目の食料や燃料の価格上昇対策と、それから学校給食に与え得る影響は、給食費の値上げに反映しないかにつきましては、関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。学校給食というものは、発育盛りの児童・生徒の栄養を満たし、かつ魅力ある食事にするために食事内容の一定の水準を確保することが必要で、食事内容に関しましては、国は児童・生徒一人1回当たりの平均所要栄養量の基準と、これに基づく食品構成表を示しており、物価が上昇いたしましても、この基準を満たすための所要量を確保しなければなりません。このため給食費につきましては、これを前提としまして適正な給食費を決めていく必要があります。

また、一方、学校給食用物資の購入につきましても良質で低廉なものを経済的、合理的に確保できるように研究し、保護者負担の軽減にも心がけていかなければならないところであります。給食費につきましては、学校給食法で学校給食の実施に必要な施設設備の整備費、それから施設設備の修繕費、それから、人件費に要する経費は学校の設置者の負担とし、それ以外の経費は給食費と規定し保護者負担としております。したがって、本町では光熱水費等を校費として負担し、食材料費のみを給食費として保護者負担にしております。給食材料の値上げにつきましては、改めて申しますまでもなく新聞やテレビでも盛んに言われているとおりであり、また、原油高に伴い輸送コストや原材料費の高騰による値上げの動きもあり、平成20年度の給食材料費につきましては、現在まで承知しております情報では、米価は値下げとなったものの、給食用のパン、肉類、ちくわやかまぼこなどの練製品、冷凍食品や調味料理については軒並みの値上げとなっているところです。しかし、栄養量の基準を満たすことはもちろんのことですが、例えば、献立や使用する食材の品目、数量等を工夫することで給食費の値上げを抑制していきたいと考えているところであります。

次に2点目の冷凍食品、地元食材の使用状況はと質問についてであります。食材の購入につきましては、京都府学校給食会や地元の製造業者や生産者などから、できるだけ国内産のものを購入するように心がけているところです。また、冷凍食品につきましては、国内工場で生産されたものを使用しております。

ちなみに18年度決算では、給食材料費8,430万426円のうち260万1,556円が

冷凍食品の購入であり、給食材料費の3%程度であります。内容といたしましては、ギョーザ、シューマイ、春巻き、チキングラタン、コロッケ、卵ロール、オムレツ、ハンバーグなどの加工食品であります。

次に地元食材の使用状況でございますが、米につきましては丹後産のコシヒカリを京都府給食会より購入して使用しておりましたが、昨年19年の12月からは、与謝野町産のコシヒカリ、通称豆っこ米をファーマーライズから購入して使用しているところであります。生鮮野菜につきましては、18年度の年間使用料は4万5,681キログラム、地元産の使用料は1,4081キログラム、使用料の約30.8%となっております。野菜は、その安定して納入していただける生産農家が町内では確保しにくい状況にありますので、そのほとんど宮津の卸売業者の方から購入しております。しかし、今後は食材の地産地消を一層進めるためにも農林課の協力を得ながら、生産農家をできるだけ確保できるようにしていきたいと考えているところであります。

次に、3点目の食育に対する取り組みについてでありますけれども、私ども今のところ地方全体の食育の推進計画というようなものができているというふうには伺っておりませんが、学校教育の方に関しましては、京都府教育委員会の示しております指導の重点の中に、また、本町が作成しております指導の重点の中にも食品につきましては、指導上の重点事項として位置づけておまして、主として学校給食を中心にして行っております。給食の時間や授業のさまざまな機会をとらえて指導しております。例えば、子供たちに望ましい食習慣を身につけるため、あるいは知識を深める、実際に体験する。日常で習慣づけるの三つの要素が一体となるように学校農園を初めとして理科や総合学習の時間に給食を教材として活用しています。特に1月の、これは毎年でございますけれども、1月の学校給食週間には各小学校で給食に使用されている食品の栄養的な働きを学んだり、教科書等で学習した知識を給食で確認したり、食事のマナーを習得したり、給食にかかわる仕事の内容や苦勞について学んだりするなどの取り組みを行っているところでございます。

今後とも学校給食を通しまして学校、家庭が連携して、その食育についての取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

10番(赤松考一) 議長、終わります。ありがとうございました。

議長(糸井満雄) これで赤松考一議員の一般質問を終わります。

それでは、ここで昼食休憩に入ります。

昼食休憩後はですね、1時30分から再開いたしますので、ご参集願いたいと思います。

それでは、昼食休憩入ります。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時30分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、垣中教育長は、体調を崩されまして病院に行かれましたので、今田議員と井田議員の答弁がありますけれども、教育長にかわりまして教育推進課長並びに教育次長の方から答弁があるかと思っておりますので、その点はご了解願いたいと思います。

それでは、13番、今田博文議員の一般質問を許します。

13番、今田博文議員。

13番（今田博文） それでは、第15回定例会におきまして一般質問をさせていただきたいというふうに思っています。

1点目が、道路整備、河川改修について、2点目が加悦中学校の耐震対策について、町長並びに教育庁に質問します。道路の整備や河川の改修は町に課せられた大きな課題、インフラ整備の基本であると同時に、安心・安全の源であると思います。今、国会でガソリンにかかる揮発油税などの暫定税率の維持か廃止か、国会で対立が深まっています。全国知事会など地方6団体は暫定税率が廃止されると道路対策は進まず、地方財政にも大きな影響を与え、知事機関の格差はますます広がると暫定税率反対を表明しています。しかし、ここに来て、10年間59兆円の道路整備計画も事業費の積算根拠になっている交通量データが最新のものではなく、ずさんな計画と指摘されたり、電子マッサージや旅行費用への出費、天下り先の公益法人への多額の事業費を随意契約で支出したり、国民の目線から見ても納得ができないことが次々出てきます。どうなるか先行きは不透明であります。本日の新聞によりますと、「ガソリン値下げ 現実味」と見出しがあり、20年度予算は13日、本日から参議院で審議入りし、予算審議が大きくずれ込んだことにより、暫定税率を盛り込んだ税制改正法案の審議日程は極めて窮屈になり、年度内成立は厳しい情勢になったと報道されています。しかし、暫定税率廃止により国1兆7,000億円、地方分9,000億円、合わせて2兆6,000億円の穴が空き、道路整備にブレーキがかかるのもたしかであります。私自身も心配をしております。今回の道路への質問は、府道加悦但東線、中藤加悦線の関係について、お伺いをします。

京都府では厳しい財政状況、少子高齢化の進展や人口減少時代など、取り巻く状況などを踏まえ、道路整備に対する要望にこたえるため、地域の実情を踏まえ府民のニーズにあった計画、道路整備を目指し、交通量が少なくても地域の生活を支える道路については、二車線整備から一車線改良、二車線改良、視距改良、待避所を組み合わせた1.5車線道路の推進により、地域道路の整備を図っていきこうとし、数年前から実施されています。この手法により地域道路整備のスピードアップを図るとともに、1.5車線道路の円滑な事業の推進に努めたいとしています。京都府が管理する国道、府道は延長約2,300キロメートルあります。そのうち未改良区の、いわゆる一車線道路は1,000キロメートルあり、交通量や道路特性を踏まえ幹線道路としての二車線整備や生活道路と位置づけた1.5車線整備を路線や区間で仕分けして、整備を進め、府の計画では1.5車線では車がすれ違う程度に道路幅を狭め、既存の二車線整備より建設費が抑制できるとしています。加悦但東、中藤加悦も、この1.5車線道路整備により、ともに毎年予算をつけていただいて、住民の皆さんに見える形で事業推進が図られておりますこと、ありがたく感謝をしております。

こういった事業の進展も期成同盟会の会長である町長や地域の区長さん先頭に土木事務所や京都府長に要望活動に行った大きな活動の成果だと思っております。一方、河川についても台風23号では大きな災害が発生いたしました。そのつめ跡もやっといえてまいりました。野田川河川改修計画では、全体計画1万3,150メートルのうち改修済み区間は1万850メートルになります。まだ2,300メートル未改修区間が残っています。支線の岩屋川、加悦奥川、滝川と改修予定になってはいますが、まだ、完成には至っていません。野田川改修事業は昭和39年

より着工されたと聞いています。きょうまで長い年月いろいろな方々の努力によって改修が推進され、事業が進んでまいりました。特に平成16年からは災害助成事業、災害関連事業により、大きく改修が進みました。災害発生当時、11月13日の京都新聞によりますと、大見出しで「河川改修途上で被害、完成していれば未然に」とありました。「台風23号で決壊するなどした野田川で、決壊した4カ所は、府が進める河川拡大のための改修工事が済んだ部分と未改修部分の境目付近だったことがわかった。流域の加悦町では川に流された女性1人が死亡し、床上、床下浸水合わせて約270棟の被害が出た。府は改修工事完成していたら、被害は出なかったと考える。1日も早く改修工事を進めたいとしている」と、当時の新聞報道はされています。

このことから明らかなように、河川改修がいかに重要か治水事業は国土の保全やとうとい生命と財産を守る最も大事な事業であり、計画的かつ着実に推進することが重要であります。

そこで町長にお尋ねいたします。道路整備、河川改修について、どのように進められるのか、基本的なスタンスを聞かせていただきたいと思います。

次に、事業推進に当たり、府道は京都府へ野田川の改修は京都府や近畿地方整備局、そして、国交省への要望活動は大事な事業であると考えております。しかし、19年度は道路の要望、河川の要望ともに実施がされませんでした。要望活動をどのように認識されておりますか。伺っておきたいと思います。

3点目に加悦但東線未改良区間700メートルの工事も現在、進行中ではありますが、平成12年に用地買収がされてから、既に8年も経過しております。完成年度については、どのくらい先になると考えておられるのか、伺っておきたいと思います。今後、道路の早期改良、野田川改修促進に向けて、どのような対策でのぞんでいかれるのかについてもお聞きをしたいと思います。

次に、加悦中学校の耐震対策について伺います。中学校校舎は耐震診断判定によるI s値は0.31で、第一体育館は0.09、第二体育館は0.36と診断されました。耐震診断判定表により、耐震性能の評価によると校舎は3階のコンクリート強度は診断基準の最低値を下回るため、基本的に適用範囲外と考える。診断結果をもとに改築を考慮に入れた検討が必要であると記述されています。

日本列島は地震の活動期に入ったと言われ、阪神淡路大震災以降も大きな地震が日本のあちこちで発生しています。記憶に新しい昨年3月25日、能登半島地震、震源は石川県能登沖、マグニチュード6.9、最大震度6強でありました。北陸地方を中心に強い揺れが起きました。7月16日には新潟県中越地震、マグニチュード6.8、新潟県、長野県で6強を記録し、この地震で動いた断層が原子力発電所のわずか数キロまで迫っていることが国土地理委員の解析結果で判明しています。震度6以上の地震が昨年2回、平成18年に1回、17年に3回、16年に4回発生しています。日本列島のどこで地震が起きてもおかしくない状況になっています。

昨年12月議会において、上山議員の質問に答えて教育長は耐震工事を進めるか、改築工事を進めるか、選択肢があると前置きして、少子化の進行する中にありまして、中学校の適正規模、適正配置の課題との関係抜きには考えられず、中学校の適正規模、適正配置化とも既に総合計画の中で明文化されております。町長の議会答弁でもありました町民の意見を聞く検討委員会を立ち上げて、取り組むときにきたと思っていると答弁されました。教育委員会としては、本課題に

対しましては、財政効率もさることながら、あくまでも教育的観点から町長部局と連携しながら取り組んでいきたいと答弁されております。しかし、いくら学校の規模や配置の適正化に取り組むことが課題だと言っても、生徒や児童の安心・安全を確保することの方が優先順位は上になると私は考えております。

それでは、次の3点についてお尋ねをしたいと思います。加悦中学校の耐震診断結果が出され、IS値が0.3未満は地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとされている。このまま放置せずに早急に対策を示すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、地震について危険性が高いのは証明済みであります。したがって、何らかの安全対策を講じるべきだと思います。例えば、避難訓練を充実する。棚やものが落ちないように固定する。必要ならばヘルメットの配布も考えるなど、今できることを実行することが大事だと思います。

次に、耐震補強の工事費は12億3,000万円、新築工事の費用は17億5,000万円かかると聞いています。それぞれの補助金、起債額、町の持ち出し、すなわち単費は幾らになりますか。まず、このことをお尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 今田議員ご質問の一番目、道路整備、河川改修についての1点目。道路整備、河川改修の進め方の基本的なスタンスはということですが、最初に本町の道路整備状況を見ますと、国道につきましては176号加悦谷バイパスが一定整備ができてきているものの、それと連携する道路、いわゆる府道につきましては、道路の狭小区間や峠部分など、まだまだ未整備路線が多くございます。また、河川につきましても、本流野田川上流部を初め岩屋川、加悦奥川など、支流河川についても未改修部分がほとんどでございます。こうした状況から今後の整備につきましても、積極的に進めていく必要があり、その実現のためには国、府など関係機関への強い要望が必要と考えております。

2点目の府道加悦但東線、中藤加悦線は京都府へ、野田川改修については国交省近畿整備局、京都府への要望が欠かせない活動ではないかというご質問でございますが、議員と全く同じ認識でございます。先ほどの基本スタンスどおり、これまでと変わりなく地元の改修促進会や期成同盟会の皆さんとともに関係機関への要望活動は欠かせないものというふうに認識しております。

現在、道路につきましては、両路線とも京都府の単独事業で整備をされておまして、中藤加悦線につきましては、加悦奥峠においてカーブの見通しをよくする工事を、加悦但東線につきましては、奥滝集落内の用地買収済みの区間の拡幅工事を行っております。事業の進捗を上げるため、設計変更や債務負担での整備など、一日も早い完成を目指しているところであり、京都府への要望につきましても、丹後土木事務所とも調整を行い、積極的に行っていきたいというふうに考えております。

ことは、先ほど期成同盟会、あるいは建設協議会等で要望ができてないというご指摘ございましたけれども、予算要求、あるいはそのほかのことにつきましても、2回ほど府の方には出向いておりますし、また、国の方の要望活動につきましても、京都府の代表として国の方へも、それらについても要望活動に行っております。今回も本当の身近なところでの我々の要望につきましても、できるだけ早い時期に丹後土木事務所の方にも再度、足を運びたいというふうに思っ

ております。ちょっと年度がすれてしまいますけれども、それらについても行っていきたいというふうに考えております。今回はいつでもお支払いいただいている地元の区長さん初め関係者の皆さん方での要望ということにはなりませんでしたが、平成20年度の要望活動につきましても、早い時期にそれはさせていただきたいというふうに思っておりますし、そういうお支えがあればこそ、やっぱり府へ行きましても知事、あるいは副知事も耳を傾けていただいておりますので、そうした地元の力が本当に大変大事であるというふうに思っておりますので、今後につきましてもぜひ積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の完成予定はいつごろに設定しているかのご質問、あるいは4点目の早期改良、改修に向けての対策はとのご質問につきましては、昨今の厳しい財政状況や道路特定財源の動向にも左右されることから、京都府といたしましても確定的な完了年度を示せない状況であることは加悦但東線、あるいは中藤加悦線以外の継続事業でも同じ状況であるというふうに考えておきまして、適切な時期に適切な要望活動を地域の方々と進めていくことが非常に、何度も申し上げますけれども重要でございますので、それぞれの事業の早期完成に向け今後とも支援、御協力をいただきますよう、よろしく願いしたいというふうに思います。

簡単でございますけれども、今田議員のご質問に対する、私からの答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 教育長が出席されましたので、教育長の方から答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 今田議員の私への質問にお答えいたします。

ご承知のとおり町内のすべての学校の耐震診断は平成18年度で終了しております。その中で12月議会の上山議員さんに対する一般質問で答弁いたしました。加悦中学校は校舎のIS値、つまり耐震性の判定値が0.31、屋内体育館の第一体育館が0.09、第二体育館が0.36という数値でした。1点目の不安の声を聞くので早く対応すべきであるというご質問でございますが、この体育館の数値の低さが町民の方々の不安の声につながったのではないかとはいえますけれども、しかし、昭和56年以前に旧建築基準法で建設された下部が鉄筋コンクリート造り、上部が鉄骨造りの建物におけるIS値は通常においても0.1から0.3程度の数値が多く存在すると言われております。ご質問の加悦中学校体育館の0.09という数値だけが特別なものとは受けとめておりません。

ちなみに他の学校の体育館の数値を見ますと、改修、いわゆる補強前ですね、のIS値は平成17年度に改修しました桑飼小学校が0.19、それから平成18年度改修補強をしました加悦小学校では0.1、それから平成19年度改修の三河内小学校では0.1、また、石川小学校は加悦中の第一体育館と同じ0.09でございます。こうした例から見ましても、決して特別な数値でないと判断しております。基本的に、こうした耐震診断結果の数値は建物の構造上の技術上の指針となるべき数値であり、今すぐ校舎や体育館が倒壊するというような危険度を示す数値ではありません。あくまでも耐震補強工事は、その建物の地震に対する強度を、より強くするために補強するという工事でありますので、この点をご理解をいただきたいと思っております。しかし、こうして耐震結果が出たことにより、耐震補強工事の必要性は十分認識しております。

次に、2点目の安全対策は講じられているかのご質問でございますが、ただいま説明申し上げましたような観点から、今のところ特別な安全対策は講じておりません。しかし、校内での避

難訓練は毎年実施しておりますし、こうした避難訓練の際には地震災害をも想定した訓練を実施しております。

次に、3点目の耐震補強工事、新築工事の補助金起債額、短期の持ち出しは、それぞれ幾らになるかというご質問でございますが、12月の上山議員さんの一般質問の中でもあくまで概算として答弁いたしました。校舎及び体育館を現地において耐震補強工事をした場合、12億円程度、また、校舎及び体育館を現地において改築した場合は約17億円程度と試算しております。

例えば、耐震補強工事を実施した場合、総事業費を約12億円程度と過程しますと、約5億円程度が文部科学省の交付金として見込まれます。残りの7億円程度が単費、持ち出しとなります。また、起債につきましては合併特例債を申請し、該当すれば95%で計算しますと約6億6,000万円程度になろうと推測しております。

次に、改築した場合、総事業費を17億円程度と仮定しますと、改築の場合は若干補助率が下がりますので、約4億円程度が文部科学省の交付金として見込まれ、残りの約13億円程度が単費持ち出しとなります。また、起債につきましては合併特例債を申請し、該当すれば95%で計算しますと約12億3,000万円程度になるであろうと推測しております。

以上、今田議員のご質問に対します答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 13番（今田博文） 道路の関係と河川の関係についても町長から答弁いただいたんですが、質問の中でも申し上げました。この事業の推進役、エンジンというのは、やはり地域の区長さんを先頭にした期成同盟会のメンバーであり、それから行政の町長を会長ということでお世話になっておられるわけですし、その行政と住民とが一体になって、やはり要望活動に行くと、お願いをすると、これが事業推進のエンジン役なんです。ところが合併を、18年の3月1日に合併しました。しかし、その年はいろいろと、そらあるでしょう。調整も要るでしょう。課の体制も整わんかもわからん。そら要望活動なり、総会がおくれる。これは仕方がないなと、私は思っておりました。ところが19年、1年たつとやはり体制も整ってくるというふうに思うんですね。その19年度の総会が19年のうちにできないんですから、20年、ことしの2月7日なんです。そのときにあと2カ月を切ったような年度の中で事業計画、あるいは予算案を提案したって何になるんですか、そんなもん。2カ月もないのに、しかも3月というのは、この議会です。3月議会、予算議会、一月びっしり日程詰まっています。これは町長だって、そんなときに行けませんよ。むしろ相手もあることです。そんなことは無理な話です。しかし、私は総会のとときに要望活動、行かれるんですかと聞いたら、行きますと、3月はいけないでしょう。ですが、いつ行かれますかと聞いたら、2月じゅうに行きますと、町長もその前におられたんで、よくご存じだと、課長もおられたんでよくご存じだと思うんですが、そらいいですよ、行かれると言われたんわ。だけど行けんなら、いろいろと調整したけど行けません。次の年度にしますぐらいのことは地域の区長さんにだって電話ぐらいできるでしょう。前も私はだれかのときに言ったことがあるんですが、町長も次から、そういうことがないようにというふうな答弁を、私はいただいたんじゃないかなというふうに思うんですね。できなかつたら電話一本入れる、それぐらいのことがなぜできないんでしょうか。絶対行けとか、必ずやれとか、私は言っていないよ。行くんですかと質問したら、行きますと言われたから、そうだととらえますよ。それを何も連絡もなしに2月も過ぎ、3月にな

っておるんですよ。そこはぴちっと今後、調書を抑えていただいて、何が何でもやれと私は言っているんじゃないです。そここのところのちょっとした心遣いが町民との信頼関係を築くということに、私はつながっていくというふうに思っていますので、そこはぜひとも今後もこのことに限らず、ぜひお願いをしたいというふうに思っています。

いろいろと旧町時代は滝の地域と、それから赤花の地域と、いろいろと交流をしながら、山があるんですが、京都府と兵庫県の山がありまして、そこにトンネル掘ろうということで計画といいますが、事業推進で頑張ろうと550メートルのトンネルなんですけど、交流ふれあいトンネル・橋梁事業というのがあります、ぜひこの事業でトンネルを掘るんだということで、もう七八年前になりますかね。そのときからお互いに交流しながら、このことに向けて頑張っていくということで、ずっと赤花地域の人とは頑張ってきたわけですけども、いかんせんお互いに合併をして、少しトーンダウンにもなり、大変財政状況厳しい時代になりまして、そこまで到達できるのかという心配をしておりますけれども、ぜひこのことについても、次につなげていただくというふうなことでお世話になりたいというふうに思っています。

それから、道路の期成同盟会のことを言いましたけれども、河川の野田川改修期成同盟会、これも総会だけだったんです。しつこいようですけども、ぜひそこも要望活動が町長も必要だと、このことを今後続けていきたいというふうにおっしゃったわけですから今、ぜひそういったことも今後、推進をしていただく。つなげていただく。タイミングよく要望活動に行くと、このことが大事だというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それから、中学校の耐震の関係で総合計画の中にもあるというふうなことも教育長は答弁でおっしゃっておりますけれども、この中に本町には9校の小学校と3校、中学校があります。少子化に伴って児童・生徒数は年々減少しており、今後さらに減少することが予測されます。しかし、一方では学校教育に求められる役割は、ますます大きく、限られた財政の中で充実した教育環境を確保していく必要があり、学校再配置を含めて今後の課題になっています。こういう記述があるんですね。その下には本町の小・中学校は新耐震基準を満たしていない校舎や体育館が多く、耐震補強工事は安全・安心な学校づくりを進めていく上でも緊急を要する大きな課題となっています。緊急を要すると書いてあるんです。また、学校間で格差が生じている設備面についても早急に解決しなければならない課題となっています。これは検討委員会を立ち上げて学校再配置適正化の検討をするよりも、耐震補強の方が大事だと、ここ書いてある、ちゃんと。

それから、もう一つは体育館はどこも低いと、IS値は低いというふうにおっしゃったんですが、資料を見せていただいてもそうです。桑飼小学校も0.19、それから三河内が0.1ですね。石川が0.09、それから加悦中も0.09、ところがIS値の低い体育館はすぐに耐震改修工事を1年か2年のうちに終えておられるんですよ。桑飼小学校は平成16年に診断をされて17年に改修です。三河内小学校、平成17年に診断して19年に改修、石川小学校、平成17年に診断して19年に改修、すべて改修済みなんです。ところ加悦中学校だけ0.09、平成18年に診断して診断改修20年の予定が白紙になっていると。これは今申し上げた、その再配置よりも、私は耐震化の工事を。あるいは新築も含めてですよ、そういうことの方が優先するんだというふうに、これにも書いてあると私は解釈するんですが、その見解はいかがでしょう。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに要望活動につきましては19年度は皆さんと一緒にいくことはできませんでしたが、総会の席にも土木事務所長も来ていただいておりましたし、あの中で確認させていただいたのは、こういう形で年度内に土木事務所長も、この皆さんの総会での思いを聞いていただいておられますので、改めて府のホームページにつないでいただくために土木事務所の方に要望をさせていただきますというふうなことでご了解いただいたというふうに、私自身は理解しております、そういう運びに進めていると、中身については、もうよくわかっていただいておりますのでという、そういうことで皆さんにご理解いただいたというふうに思っております。

　　だけど、それは一種の横着なやり方でもございますので、今後につきましては、できるだけ早い時期に皆さんと一緒に本町の方へ参って、それぞれ要望をさせていただきたいというふうに思っております。ちょっと補足説明として建設課長の方から説明をさせます。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 期成同盟会がおくれたというご指摘がありまして、期成同盟会の、その2月の総会の折にも行って少しだけ説明をさせていただいております、昨年につきましては期成同盟会、あるいは促進は、もう1個、野田川宮津養父線の岩屋峠部分の改修促進会も含めてなんですが、期成同盟会、規制促進会を組織するには相手方、いわゆる豊岡市との関係がありまして、例年ですと六、七月に期成同盟会の総会をやらせていただくんですが、昨年を思い起こしていただきますと10月に豊岡市が主催しまして、鳥取豊岡宮津道の決起大会をやらせていただきました。その関係で豊岡市さんにおきましては、もう春4月から幹事会、我々も参加していたわけですが、その決起大会に向けての準備をずっと進められておりました、その通常六、七月に行う期成同盟会の総会については、秋以降ということで調整をさせていただいております。10月の初めに決起大会は京都府北部、あるいは兵庫県北部、それから鳥取市を含む鳥取県の方、3府県の関係者1,000人で決起大会が開かれました。それを終わられまして、事後の調整も含めて豊岡市さんと日程調整を進めておったわけですが、年末になっても調整できず、やむを得ず2月になったということで、もう少し期成同盟会のときに詳しく説明をさせていただいたらよかったです、その豊岡市さんとの関係でと、おくれましたというような説明程度で終わっておったということがありましたので、この際、説明をさせていただいております。

　　それで2月にやりましたときにも、先ほども町長言いましたように、土木事務所長もおられますし、道路の計画室長もおられますし、河川の関係もおられましたし、一定地域の思いというのは十分くみ上げていただいております。それからまた、私は今年の4月から建設課によせていただいたんですが、その間にも滝の区長さん、あるいは今田議員とともに区の関係者の方と土木事務所にあいさつ、あるいは一定地域のお願い、要望について同行させていただきましたし、また、加悦区についても同じように同行させていただいて土木事務所長と一定要望を聞いていただいておりますという形で、要望活動、あるいは具体的に地域要望を忘れておるといってはなかつたんですが、19年度に限って言えば、そういうイレギュラーな行事が起き、行事があったということでおくれましたということで、19年度に限った出来事だったということでご了解いただきたいというふうに思っています。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 今田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。いわゆる至急補強工事をすべきだというご意見でございまして、我々もそのように考えておるわけでございます。今まで校舎と体育館、どちらを先にしてきたかと申しますと、体育館の方は先で補強工事をさせてきてまいりました。と申しますのは災害時に、やはり避難場所として活用するという、そのことがございましたので、体育館の方は、校舎より体育館の方を先に補強工事をしてきたということでございます。したがって、改築の場合にも当然そのように考えているわけでございますけれども、補強にかかる工事費ですね、それが非常にかさみまして、それと、そうでしたらいつそのこと建てかえたらと、新しくという、その話もございまして、そしてまた、校舎との関連、それらもございまして、しばらく検討の時間をいただいているという、そういう状況でございます。ご理解の方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 検討の期間をとという教育長の答弁ですが、私が質問した、この見解ですね、先ほど申し上げた総合計画の中の見解については、少し触れていただけなかったのかなというふうに思っています。もし触れていただけるなら答弁はお願いできたというふうに思います。これは文教委員会で配られた耐震の診断の結果と、それから今後の対応ですね、対策についているんなことが載っている資料です。この中の中ぐらいですけども、一番裏ですね、一番裏に加悦中学校校舎及び屋内体育館改築計画（案）として、全部改修したいということで、もう図面がずっと書いてあるんですね。今の体育館をつぶし、プールをつぶし、そこにまず体育館を建てると、そして、次、校舎ですか。仮設の校舎を建てられるんだろうというふうに思うんですが、体育館を建て、校舎を建て、そして、体育館を建てた後にやったテニスコート、それを向側の、いうたらバツといいますが、バツのある、そこに持っていきたいと、そして進入路のつけかえもしたいと、これずっと書いてあるんです、これ。試案どころではないですよ、この…。どうしようというのではなしに、こうしたいという思いではないんですか、これは。私はそう思って見せていただいております。

それから生徒数、児童数、生徒ですね、生徒数は現在、加悦中学校が207人、江陽中学校390人、橋立中学校327人、生徒がいます。これが10年後にどうなるか、平成30年ですね。加悦中学校は2人しか減らない、201人。江陽中学校は120名減の270人。橋立中学校は94人減の233人。もっと言ったっていいんですよ、ずっとこの資料のある限り。平成37年まで資料あるんです、これ。出された資料でしょうけれど、これ。加悦中学校、平成37年ですね。2025年、現在207人が185人、22人しか減らないんです。江陽中学校は157人減ります。橋立中学校も130人減ります。合計で309人、中学生が減るという数字が出ていますが、そのうち加悦中学校の生徒の減になるのは22人しかないんですよ。ここをなぜもう少し重要視をしていただいて、加悦中は今のまま生徒数は減らない。あそこに学校を残すんだということで、ぜひ決断をしていただけないかなというふうに私は思っているんですが、町長も、その検討委員会を立ち上げて、それから検討していただいて試案をしたいと、こういう思いでしょうか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 今田議員にお答えさせていただきます。先ほど、その文教厚生委員会に出させていただきました資料を、配置案ですね、案というのは私どもの、いわゆる教育委員会としての案ではございません。それは例えば、改築する場合には、こういうような仕方もありますという、その設計事務所の案でございます。参考までに、参考資料として文教厚生委員会には出させていただいたやつで、ものでございまして、教育委員会、あるいはまた、町長部局とすり合わせて町の案として出させてもらったものではございませんので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

つまり、先ほど体育館の補強の点で申しました、いわゆる補強する場合の工事費、それと完全に建てかえた場合の、工事費との差の問題ですね。それと同じように校舎も耐震補強をする場合にかかる費用と、それから、じゃあ今度は改修した場合にどうかという、その費用との問題で一つの案としては、方法としては、その建てかえですね、全面建てかえという方法もあると。しかし、その建てかえる場合でも極力、学校教育活動に影響を与えないで建てかえる方法は、例えばこういうやり方をすればということで設計事務所の方が考えたやつを、ものを文教厚生委員会に説明するために私らが使わせてもらった資料でございますので、ひとつ教育委員会、あるいは町がそういう案を立てているというものではございませんので、ひとつご理解の方、よろしくお願ひしたいと思います。これは逃げでも何でもございませんので、正直なところを申しておりますので、ご理解の方よろしくお願ひします。

さて、それともう1点は適正規模、適正配置の件でございます。先ほど30年後まで推計を出されておりましたけれど、それは私どももそのように思っております。いずれにしましても、総合計画の中にも位置づけましたように、その学校の適正規模、適正配置について、これは取り組んでいくことになっております。その中で今、議員さんがおっしゃられるように30年後、加悦中学校だから、江陽中学校だから、橋立中学校はこうだからということも、その検討委員会の中で考えていただくことだと思ひます。

いわゆる私の考え方とすれば、加悦中だけ残すということを決めた中で、そして、与謝野町全部の学校の適正規模、適正配置を検討していただくというのでは、これはフリーハンドでいくことはできんと思ひます。やはり町全体を白紙の状態の中で考えていくべきものだと、そのような見解を私は持つておるわけでございます。したがひまして、確かに30年度の推計としますと、今田議員のおっしゃる生徒数になることは、こちら也十分承知しております。しかし適正規模、適正配置を検討するに当たって、その加悦中だけは残して、ほかを考へろというのでは、これは私は適正公平に検討してもらふことにはちょっと足かせ、手かせになるんではないかと、もっとフリーで論議していくためには、今そうした結論は出すべきものではないと、そのように考へているところでございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 町長、答弁されますか。答弁者は教育長になっておるんですが。

これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思ひます。今25分ちょっと前ですけども、40分まで休憩をいたします。

（休憩 午後2時22分）

(再開 午後2時40分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最後となりましたけれども、一般質問を続けます。

9番、井田義之議員の一般質問を許します。

9番、井田義之議員。

9番(井田義之) それでは、また、3月定例会の最後になりましたけれども、一般質問をさせていただきます。大きく分けて二つ、学校の再編問題に対する、その検討委員会の内容について。また、野田川町からの引き続きの懸案事項ということで、質問させていただきたいというふうに思います。

先ほども休憩時間に検討委員会のことが出ておりましたけれども、私も10年間ぐらい言い続けてきたかなというようなことを言っておりました。この学校の問題については、廣野議員、それから畠山議員、それから先ほどの今田議員の部分もありますので、重複する部分があるかもわかりませんし、また、教育長は畠山議員の答弁に対して100年の体計だと、学校教育についてはということをおっしゃっていただきましたけれども、私の場合には日進月歩とは言わないまでも、かなり近々の状況等を判断しながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

当町の現状ですけれども、30人学級の話が出ておりますが、小学校で9校6学年、54学年あるわけですけれども、35学年については30人以下のクラス、30人以下のクラスが成立しておると、成立しているというのはきれいな言葉ではないですけれども、そういう学校になっておるといことです。複式学級も今はありませんけれども、予測をされる学校があると。それから、先ほど今田議員からありました、耐震の問題ですけれども、今ちょうど与謝野町の学校につきましては、昭和40年代に建てられた学校が6校、それから50年代が6校ということで、60年代に建てられたのは江陽中学校の本校舎だけと、あとはすべて40年、50年に建てられている。今ちょうどこういうことを検討しながら、先に向かったの協議をするいいときではないかなというふうに感じております。

また、国の動きとしましても、教育再生会議で小中9年制、一貫校制度化を弾力的に検討をすべきだと、そして最も大切なことは提言の実行をすることが大切だというようなことも出ておりますし、中央教育審議会からも教育行政の権限を都道府県から市町村に移譲することを提言されております。これが移譲されると市町村において学級編成やら、それから教員の配置もするというのが今の国の方から出ておる提言とか方針でありますし、この近隣におきましても綾部では今年度の、20年度の予算の中かどうかはちょっとわかりませんが、初年度に小学校は地域性を重視しながら、中学校は一定規模、小中ともに学校教育施行規則に基づく適正規模を基本として、綾部地域の小中の3案を議会に提案をするという状態になっておりますし、また、福知山でも学校教育については皆さんご存じのように一進一退の部分もありますけれども、幼稚園保育所の将来を考える懇話会というのがありまして、その中で民営化、統廃合を検討されて、年内に市長に提言をするという状態になっております。そして、我々に一番関係のあります宮津市においても、教育保育施設ということで、教育だけやなしに教育保育施設の再編検討委員会というのがありまして、幼保につきましては、認定子ども園も、いわゆる幼保の一元化、認定子ども園も含めて提言をされておりますし、また、学校も現8小学校と4中学校あるわけですけれども、そ

の中を四つの案を示されて2小学校、2中学校が一つの案。3小、3中が一つの案。それから4小、2中が一つの案。それから5小、3中が一つの案ということで案を示されながら、これは事務局の、市の方から出ておるわけですが、それによって検討をされておりますし、これについてもことしの3月中には答申がしたいというような予定になっておるといのが今の国なり、近隣市町の現状であります。

そこで私は我々に一番大きく関係します橋立中学校も今度の検討委員会の中で含まれるのかどうか、先ほども今田議員の中から、今田議員の質問の中から生徒数の問題が出ておりましたけれども、橋立中学校も宮津市との関連もありますし、この検討委員会の中では協議がされるのかどうかということが一つあります。また、先ほど言いました小中一貫教育、これは国の方が9年制でやったらどうだという提言も入っております。学校のあり方について、いろいろとそういう協議も必要じゃないかなという時代に来ておるといことで、こういうことも検討されるのかなと。また、過日、太田町長の新年度の予算説明の中では、保育所も含めてというような言葉もあったようですが、実際には私が、これを出させていただいたときには、そういう状態はまだ定かでなかったので、幼保の協議も一緒になって検討をされるのでしょうかといことこの2点を、3点について教育長にお尋ねし、また、一つは2点について教育長、1点については町長の方に答弁をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、大きな方の2点目ですけれども、この3月定例会におきましては、皆さん方、前向きに前向きに今後の与謝野町をどうするのかと、どうすればいいんだというような質問が多い中で、私一人が後ずさりをするような質問をさせてもらうのは、ちょっと心苦しいわけですが、これも野田川町時代からの古くて新しい問題だというような格好で、捕まえていただけたらありがたいなというふうに思っております。

まず、1点、中岡の第二分譲宅地というのがあります。これについては分譲後、地盤が沈下をして、そこで入られた方々が大変困っておられるということですが、この経過を簡単に申し上げますと、平成8年、今から10年ちょっと前ですが、22区画を野田川町で造成をし、34名の方から申し込みがありました。そして、一応委員会なり、いろいろなところで協議をした結果、22名の抽せんというのか、そういう方を決めて22区画に全員入っておられます。さて、その方々は町の方譲の契約の中で3年以内に家を建てなさいという契約になっておりますので、3年以内に家を建てられました。ところが、その家を建てられた後、22区画あるわけですが、20センチ以上地盤沈下をしたところが5区画あります。それから10センチ以上が3区画あります。そして、その例えば20センチでも30センチでもいいんですが、それが全体にずっと下がれば家も傾かないんですが、片方が30センチ下がる。片方は下がらないというような状態の中で、家が傾いたり、また、壁に亀裂が入ったり土間が沈下したり、基礎が割れたり、サッシ戸が全然動かないというような状態が現実問題として起きてまいりました。

そこでいろいろと調査を、建設課の方で調査された結果においても、地盤沈下は最大69センチという場所があって、それは嵩上げをされました。それから道路についても32センチ下がって、こういう状態になりまして、それも舗装で直したという経過があります。それでそういう中で住民の方からは家に対してはどうなんだと、何らかの格好でお願いできないかというような苦情が寄せられて、お願いというのか、苦情が寄せられて町の方と対応をされてこられました。そし

て、このことについては我々議会でも、特に17年においては何回も何回も全員協議会なり、委員会なりで協議をされ、私も一般質問もさせていただきましたが、過日もちょっと現場へ行ってみますと、いまだに町との話はできていないということでしたので、この件がどういう格好で、今進んでおるのか。それから、あとどういふふうに解決をされようとされておられるのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2点目の開始から30年、着手から20年、いわゆる野田川における中央線、加悦中央線ではなしに、野田川における中央線について質問をさせていただきたいというふうに思います。この中央線といいますのは、わーくぱるの前から北に向けて立派な有効幅員が6メートルぐらいある道路が仮建設できております。277メートルあります。これも早くから有効利用というような話がいろいろと出ておったんですが、現状に有効利用されておるのは、ここで言っているのかどうかわかりませんが、警察の方々の交通取り締まり、あそこでは野田川のほとんどの方が一遍ぐらいはお世話になったという現場であります。大変うれしい名誉のある道路なんですけれども、それが中央線という道路であります。この件につきましては簡単に経過を申し上げますと、昭和52年に上山田、下山田、昭和52年ですので今から、それこそちょうど30年ほど前になるわけですけれども、上山田と下山田の区長さん方を先頭に商工会だとか、婦人会だとか、いろいろな役職の方々の連署でもって役場の方に陳情書が出されたわけですけれども、この趣旨といたしましては、いわゆる今でもそうなんですけれども、上山田、下山田からわーくぱるに行こうと思うと四辻の交差点を通らなければならないと。今は改良されましたけれども、あそこは狭いので上山田から直接行ける道をつくってほしいと、言いますのは、その後、要望を出された後、皆さんご存じのように商工会、それからわーくぱる、中央公民館、体育館等があそこに一同に介してできてきたわけです。だから、そこに行く道をつくっていただきたいというお願いが生まれて、その間にいろいろな建物が建ったわけですけれども、昭和63年に初めて事業認可が出て、着手されることになったということで、ちょうど10年間かかったわけですけれども、今から20年前に工事の着手ができて、まず、最初に上山田からの要望ですので、四辻から進めたらスムーズに行くだろうということがあったんじゃないかなというふうに私自身は思うわけですけれども、四辻の方々の用地の交渉をしていただいて、その方々の了解をとって、それで工事が進んで、それで先ほど言いましたように、結局277メートル、今できております。

ところが、そうこうして四辻の方が、そこそ出道形がついた後、今度は上山田区から、上山田区というよりも上山田の地主以外の方、地権者以外の方から請願が役場の方に上がってまいっております。それはどういうことかということ、結局地元に対して地権者には説明がずっとなされたけれども、地権者以外の我々には説明がなかったということが一つ。それから、もう一つは、いわゆる、あそこから車が来てずっと大変事故率が高くなると、また、商売をやっておられる方についてもなかなか自動販売機とか、商売がしにくくなるだろうというような想定のもとに反対、いわゆる反対同盟と言ったらしかられるんですけれども、反対の方々があって、その方々が、今度は中止の請願を出されました。それによって一応、道路がとまってしまったという状態です。それで、そのとき、今277メートルできておるわけですけれども、一応予算的には9,600万という金をつぎ込んでおります。9,600万をつぎ込んで、そのうちの補助金が5,117万あります。この5,117万については工事ができなければどうなるのかなと、府の方に返さな

ければならないのかなというような問題点もいまだに残っております。

そういう簡単に申し上げますと、そういう経過なんですけれども、合併してから私もちらっと質問させて、本会議でも質問させていただいたこともあるんですけども、今現実問題として、どういようになつておるのか。また、その道路が進む方向でいつておるのかどうかということについて質問をしておきたいというふうに思います。

それから、あとはP L A N Tの件なんですけれども、P L A N Tの件、先日というのか、前定例会、12月定例会でも谷口議員もやられましたし、また、先ほど赤松議員も言われましたので、P L A N Tの本体については私の方からは余り言う必要ないのかなというふうに思っております。ただ、私の方はここにも書いておりますように、いわゆる町道認定の具現化ということですね。それでちょうど合併前に野田川町の議会で町道認定がなされました。何ほ800メートルか、800メートルぐらいある道路だと思います。これにつきましては一応、当時いろいろと議論仲の中で採決も行われたわけなんですけれども、一応プラントに土地を買っていただいて、それを町の方に提供していただいて、そこに町道をつけるという話で、ところがその一応、土地の中でいまだにプラントの方は、また行政の方は地主と話ができておるけれどもということだったんですが、どうしても1名の方はできないという情報を捕まえられて、これについては絶対賛成できんという議員さんもおいでました。いずれにしても大変苦難の立ち上げであったというふうに思うんです。

ただ、私も石川に住んでおるわけなんですけれども、石川区からはあの道路についてはP L A N Tにかかわらず、P L A N Tが来るとか、来んとかにかかわらず、石川区としては欲しいという道路なんです。そこで今、お尋ねしたいのは、いわゆるP L A N Tが縮小される、1万平米縮小されると。あの当時は、先ほど赤松議員からもあったように8町歩の土地を使うという前提のもとに、その道路認定をした経過があるわけです。あと、その縮小されたときに、道路はどういう扱いになるのか。また、去年の11月ごろにP L A N Tの方に役場の方から書類で、どういう状態だということを質問されて、それで書類でP L A N Tの方からこういう状態、こういう考え方というのが返ってきておるような動作というのか、そういう処置をされたと思うんですが、それについて、いわゆる道路のことも、そのときにP L A N Tの方からの見解が入っておったのかどうか、その点についてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

議 長(糸井満雄) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 井田議員さんからご質問の一番目、新年度立ち上げの(仮称)学校再編検討委員会についての3点目、幼保の協議も必要と思うが、検討内容とされるのかとのご質問にお答えいたします。

過日の廣野議員からの一般質問の回答、また、新年度の当初予算の提案説明でも学校等、適正規模、適正配置検討委員会を新年度に立ち上げ、学校のみならず保育所も含めて、それらの適正規模、適正配置を検討していきたいというふうに答弁をさせていただきました。そのとおりでございます。保育所も含めて検討しようと思しますと、当然関連します幼稚園も協議をしていく必要があるというふうに考えておりました。そうした意味では検討委員会の組織を学校関係と保育

所関係の二つの組織に分けてということも考えられますが、幼稚園、保育所を設置している背景には小学校区ということもありますので、組織を分けずに検討委員会は一つとし、その検討委員会の中で幼稚園、保育所の関係もあわせて検討していただきたいというふうに考えております。

2番目の旧野田川からの懸案事項についてでございますが、まず、1点目の中岡第二分譲宅地の地盤沈下についてでございますが、今日までの経過を含めお答えさせていただきます。議員さんの方からいろいろご説明ございましたように、当分譲宅地につきましては、旧野田川町が平成7年に造成し、平成8年に22区画を分譲しましたところ、そのうち盛土部分の8区画について地盤沈下が発生いたしました。分譲宅地内にありました山を切り崩し、田んぼ側の盛土の利用し造成を実施しましたが、20センチから30センチほどごとにブルドーザーによる敷きならし、締めがためを実施し、沈下が起きないように最善の対策を講じてまいりましたが、盛土の下にあります土に加重がかかることにより、水分が抜けて沈下する。いわゆる圧密沈下を起こし、地盤沈下が発生したものでございます。土地を購入していただいた皆様とは、平成12年から18年までの間に地盤沈下による家屋などの被害の保証の要望について、9回の協議を重ねてまいりましたが、合意に至っていないのが現状でございます。と言いますのも、旧野田川町としては土地売買契約書には原因のいかんを問わず、売買土地の損傷は乙、すなわち購入者の負担により補修することの条項がありますため、法的責任はないものと考えておりまして、飼い主との合意が得られないからでございます。しかしながら、多大な借入れを起こして土地を購入し、家を建てられた後、このような状況になったことに対し、当時の議会とも協議を重ね、町として関係の皆様へ10万円の見舞金も検討いたしました。関係者の皆様との思いの開きが大きく、合意に至らなかったのが実情でございます。

顧問弁護士とも相談いたしましたところ、安易な和解は公金の支出が公正かどうかの問題が残るとのご指摘もいただき、9回の説明会の最終段階におきましても見舞金については新町になっても履行できるように努力してみますが、損害賠償の請求であれば第三者に判断してもらえないと申しておりまして、今のままで平行線のままであり、進展するめどがたっておりません。

引き続きまして、2点目の中央線でございますが、これにつきましても経過を含め答弁させていただきます。町道中央線については四辻の野田川わーくぱる前の府道、野田川大宮線から江陽中学校手前の府道宮津養父線を結ぶ新設町道として昭和63年に国の補助事業として採択となり、わーくぱる側から事業に着手してまいりました。わーくぱる側につきましては、用地買収及び築造工事が完了しておりますが、上山田側におきまして数名の地権者のご理解を得ることができず、平成4年から事業休止状態となり、現在に至っております。この間、上山田、尾崎地区の子供の数を調査し、人口増となる分譲宅地造成を行い、その中で中央線問題を解決できるようにと上山田区とも協議を重ねてまいりましたし、昨年の夏には時間的に相当経過する中で関係者の考えにも変化があるかもしれないというような思いから、上山田区長さんに確認をしていただくなど、大変ご苦勞をおかけしているところですが、どうしても地権者の理解を得ることができなかったという経過で大きな進展には至らなかったという状況でございます。

合併をし、与謝野町総合計画も策定され、新しいまちづくりの視点から町道路線の整備につきましても教育施設、公共施設の統廃合や行政財改革の議論の中で見直しも含め十分な議論が必要というふうに考えております。

次に、3点目のP L A N Tの交渉経過と見通し、町道認定の具現化は、決断はいつかのご質問でございますが、赤松議員からのご質問にお答えしましたが、P L A N Tにつきましては現在のところ具体的な計画が示されている状況ではありませんが、規模を縮小して進出するべく計画変更の手続を進めている段階と聞いており、町といたしましても早い時期に変更計画をお示しいただきたいと要請している状況にありますので、引き続き注視していきたいというふうに考えております。

また、町道認定いたしました道路線につきましては、P L A N Tが道路用地の確保のため地権者の方と交渉されましたが、理解を得ることができなくなった地権者もあることから、P L A N Tによる道路法24条での道路整備を断念したところでございます。しかしながら、この道路線につきましては、P L A N Tの進出とは別に地域からの強い要望でもあり、未供用路線であります。整備計画については今後も周辺の土地利用計画の検討の際、近隣の面的整備も含めまして調整の必要があるというふうに考えております。

以上、井田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 井田議員の私への質問、第1点目の橋立中学校の協議の中に含まれるかについて、お答えをさせていただきます。当然、中学校の適正規模、適正配置を考えますとき、確かに組合立であります橋立中学校におきましても、この他の2校の中学校との関連もございますので、協議していく必要があると考えているところです。ご承知のとおり橋立中学校は与謝野町と宮津市とが構成する組合立の中学校でございますが、生徒数の3分の2強は岩滝地域の生徒で占められているところです。現在のところ学校の再配置にかかる宮津市の検討委員会の中間的な報告や事務局案などは新聞報道でもされておりますが、正式な市長への提言はもう少し先になるのではないかと考えておりますが、いずれにしましても宮津市の動向は動向として当町では、現在のところ学校の再配置にかかる宮津市の検討委員会の中間的な報告や事務局案などは新聞報道でもされておりますが、正式な市長への提言はもう少し先になるのではないかと考えておりますが、いずれにしましても、宮津市の動向は動向として当町では当町として検討委員会で協議を進めていかねばならないと考えているところであります。

次に、2点目の小中一貫教育の検討はとのご質問でありますけれど、これらにつきまして検討委員会の提言の結果がどういう内容になるかわかりませんが、例えば学校の立地条件などによっては、一つの考え方としては、その小中一貫教育の検討も視野に入れた適正規模、適正配置の協議も検討されるのではないかとはいえますけれど、あくまでも検討委員会は、学校の適正規模、適正配置であって、学校の、教育活動のあり方についてまで踏み込もうかどうか、そのところは今のところわかりませんので、いずれにしても確言はできないところでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） それでは、2回目の質問をさせていただきます。検討委員会の件ですけれども、過日、廣野議員にいろいろと答弁されましたが、一応、今回の補正の中でも5万4,000円入っておるんですが、一応検討委員会は、それから町長は諮問機関でなく検討機関としたいというふうな答弁も、この間あったんですが、この諮問機関と検討機関というのは、どういうようにな

るのか、それから委嘱はどういう格好でされるのか、諮問機関と同じような格好でされるのかどうかという、その辺の一遍、町長の考え方をお伺いしたいなというふうに思います。

それから、町長には名前ですけれども、幼保をやるとすれば宮津がやっておるような名前も学校児童ですか、学校何とか検討委員会という、それも一つの方法ではないかなと、学校検討委員会というのでは、再編検討委員会というのでは、その辺がちょっと違和感があるのではないかなというふうに思いますので、これは仮称で、いろいろと変わっておりますけれども、そういうようなことも一つ考えられたらどうかなというふうに思っております。

それから、教育長にあれですけど、学校というのは、私は二つの機能があると、確かに教育長管轄の、いわゆる教育現場としての一番大事な機能もあろうと思っておりますけれども、もう一つの機能としては、地域の、コミュニティーの場所というのか、一番地域にとっては学校というのは、すごい大切な場所であるということも、やっぱり検討委員会の中で、どういうメンバーが入れるのか、そういう考えがあれば聞かせていただきたいんですけども、そのことはぜひともやっていただく必要があれへんかなと、言いますのは、私が小中一貫教育と言いますのは、前にはそういう意味では言うてなかったんですけども、今の現状を見ると、そうしてでも地域に学校を残すと、福知山ではパーになりましたけれども、そういうようなことも考えていく、それから、例えば橋中あたりでも、いわゆる宮津の動向をしっかりとというよりも、宮津と協議をしながら27日の橋立中学校の組合議会でも教育長は、いわゆる橋立中学校の運営、いわゆる基準財政需要額では足らなくなった運営状態を聞いたときに、ほかの2校とのバランスということを考えなければならぬということでした。だから、それに宮津がしっかりとついてこれる状態なのかどうか、ついてこれるといっても宮津の意見と与謝野町の意見が一致するのかどうかということですね。そういうことも踏まえた中でしっかりと、この件については協議をしていただけないかというふうに思っておりますけれども、教育長の見解もお尋ねしたいというふうに思っております。

それから、中岡分譲宅地、確かに町長10万円を提示されたという話は野田川町のときにも聞いております。ただ、その法的な責任はないということは野田川町の時代から、そのことも出ておりますし、ただ、地主さんの言い分としては、家を建ててから地盤沈下が起きたのではなしに、工事中にも30センチぐらい地盤沈下が起きてブロックを1枚足したわけですね。そのことを説明会のときに何も言ってもらえなかったと、だから賢い人というのか、その現場を知っておられる方はくいを入れられたわけですね。だけど現場を知らん方、いわゆる先ほど町長が言われたけれども、山を切って盛土をして、盛土をしたところがだだだだだ沈んでいったという状態なんで、そういうことについて、やっぱりかわいそうだなと、説明のときに何も聞かなかったと言うておられます。

それから、町がやられたんだと、町がやられた分譲地でこういうことが起こるなんていうのは、我々は信じられんというのか、もうそんなことを考えられなかったと、これは私はやっぱり町民の方々としては本当の偽らざる気持ちではなかったかなというふうに思います。

それから、私も弁護士に頼んでやれやということも、そういう質問を受けたときには言いました。だけど家を建てて土地を買うときに、極端な言い方をすれば我々は全財産で足らずに思い切り借金をしてやったんだと、それになおかつ金をかける、余分の金をかけるものはありませんと

言うと言うておられるんですね。家を直すにしても金融機関に言うたら、もう評価ががたっと下がってしまって、もう金を余分に借りるなんていうことはできんのですというのが現状です。

それが確かに10万円で納得される、8件のうち10万円で納得される方があるかもわかりません。だけど一番ひどい方の家は廊下がまともに歩けんのですよ、傾いて。サッシは全然動かんです。子供がビー玉を置いたらビー玉がばーっと走ります。そういう状態のところ、何ぼ道義的な責任だけだというても10万円の見舞金を持って行って、これでいいかなということについては、ちょっと私が、その辺の見解が少し違います。いつも言われる、いわゆる自助、共助、公助、彼らにとっては自助は、もうできません。金銭的には、共助といっても隣近所みんなそうなんだから、みなそうというか、同じような人なんだから、これもできない。そうすると公助に頼らざるを得ないということで固定資産税をただにしてもらえだろうかとか、いろんなことが出ておりました。それから今は水道の問題ですけれども、水道もまた見ておいてもらいたいと思うんですけど、水の出方が悪くなっておるそうです。あれだけ30センチも地盤沈下したんだから、水道管がまともに通っておるということ自身も、当時は大丈夫でしたけれども、一遍見ておいていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、それと結局、向こうからは、もう言うてこらんです、役場に。私らは言われるけど、役場によい言うてこられんという状態もあります。だから、役場の方で、もう少し親切に対応していただけないでしょうかということ町長に言っていたかなくても結構と思います。課長なり、だれから行かせて話を進めるといふ、いつまでもほっておくわけにいかないだろうというふうに、町長も一遍行っておられますね、向こうに。だから、いつまでもほっておくわけにいかないん違うかなというふうに思いますので、その点についての町長の考え方、再度、何とかしてくださいという私の思いを込めて、質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

次に、中央線ですけれども、中央線も先ほど、私も町長の方からもいろいろと経過がありました。そういう止まった状態の中で、一つは平成6年に四辻から請願が出ました。これは四辻の区長さん、正副区長さん、それから区の委員さん、全員が名前を連ねられて判こを押されて請願が出ました。ここにおいでる赤松議員と、それからもう一人の議員さんが紹介議員になられて、それでとにかく四辻としては全面的にきょうまで協力してきたと、地主もみんな協力してきたと、ところが途中でとまってしまって、何のためにわしらは協力してきたんだと、土地を提供してきたんだと、あそこまでできたんだから、上山田に抜けるのであれば、とりあえず仮設道路として四辻にちらっと縄手線に抜いてくださいという要望が出ました。本線を進めるのが一番いいんだけれども、苦肉の策として、それも一つの選択肢なんだという要望が出ました。ところが、その予防に対して議会は建設委員会で、建設常任委員会で採決して当時は太田町長でした。太田町長は議長でした、野田川町の議長でした。そこに建設委員長から太田町長に出されて、太田町長から町長に恐らく出されたんだろうというふうに思います。採択しておる経過もあるんですね、その件について。だから、今言われたように上山田が止まっておることならば、それも一つの選択肢、私は最終的には、あの道路はやっぱり三河内の、あのゾブ川の、あの道路、それからまた、三戸谷までずとっと行く、この途中に上山田に抜ける道があったり、四辻に抜ける道があったりというような格好で最終的には進めてほしいなというふうに思っておりますのが、それは

私の勝手な考え方です。

ただ、今のままで死なせておくということについては、大変だと、さっきも言いましたように9,600万殺しておるんです。それから、用地買収でも1,420万と2,380万、4,000万という金が死んでおるんです。上山田に土地を買っておる分があります。道がつけられん状態の中でも、だから、それについて全部、登記が住んでるかどうかも答弁をお願いしたいなというふうに思います。とりあえず、いずれにしてもあのままで30年もたった道をほっておくわけにはいかないということをしかりと認識をしていただいて、きょうまでの投資が一日も早く有効に生かされるように、ぜひともお願いをしたいということで、また、これについての答弁もお願いしたいなというふうに思います。

それから、プラントの件ですけれども、先ほど言いました、プラントの方に11月に出された中で、11月の20日だったか、未だったか、期限を切って、プラントの方から返事が来たはずですね、その答弁を、そのことをもって過日も、12月の定例会もきょうも町長の方から答弁をしていただいておりますと思うんですが、その中には、先ほど言いましたように道路のことは入っていたのかどうかということ。それで道路については、道路については、とりあえずなしで、やめるといって町長は言っておられますので、それはそれでいいんだと思うんですけど、そのときには入ってなかったのかどうかということ。それから、これは答弁漏れということをお願いいたします。

それから、その後、ぜひとも先ほど言われました道路について、石川区のたつての願いでありますので、ぜひともやっていただきたいなということの質問をさせていただきます。

議 長（糸井満雄） では答弁求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 中岡第二分譲宅地における、その沈下の問題ですけれども、今までにも1回どころやない。何回も出かけさせていただいて、この点については検討もしてまいりました。同じように沈下している方でも、きちっとくい打ちをしてやっている人は全体に沈んでいっているという状況、やってられないところの方に、こう横に盛り上がっていくといいますが、というような状況であったり、それぞれの家の状況によって違うということも、これ承知はしております。ただ、その売買を契約をさせていただいた、その後の工事でございますし、町もその当時、そういうことになるということは全く予測もしてなかった、若干寝かす必要があるということで寝かして沈下した部分については、町の方も、また土を入れてやりましたけど、その思った以上に、また、沈下をしたという現実であります。いろいろと協議をした中で、おっしゃるように保証ということとはできないんで、できれば、そういう造成を、修理をするための、そういう特別な基金といいますが、助成制度をつくってはどうかとか、いろいろございましたけれども、結局は道義的な責任をとれないのは、道義的な責任だということで、見舞金ということに落ちついたというふうに思います。

ただ、その見舞金の差をつけるということにつきましても、この10万というのが最高なわけですね。家を流されたり、何やされての災害に遭われた方でも見舞金は一番上は10万なわけです。それもたしか低かったのを10万ということに議会で決めていただいて、その最高を10万にしたという記憶があるんですけれども、そういういろんな協議の中でやってきましたけれども、

お互いにやはり、これは隠れたる瑕疵ということで、その見舞金という形での保証ではなしに、そういう形でお世話になるということで、それについても何回か地元との協議をさせていただきまされたけれど、先ほどおっしゃったとおり、そうした裁判にかけたり、第三者の判断を仰ぐような、それについてもなかなか厳しい状況であるということもお聞きしておりますけれども、そうした中で現在に至っているというのが現状でございます。この後どうするかということにつきましては、もう全く進展するめどが立っていないというのが正直なところでございまして、今後について再度、弁護士等にも、もう一度相談かけをして、話し合いを持つといいましても、もうこれ以上の解決策は出てこないというふうに、私自身は思っておりますけれども、そういうことで一応、内部の中でも検討して、しかるべき対応をしていきたいなというふうに思っております。

それから、2点目の中央線につきましても、これも本当に長い間のいきさつがありましたけれども、今年の、そうした状況の中でも、まだ地権者の方の理解が得ることができないという状況の中で見直しも兼ねてということで四辻側からの方を一定の方向性を考えたこともございます。それにしましても、川を渡るような、そうしたものを、道路をつくらなきゃだめだということもありましたし、これについてもいろいろと問題があって、そのまま今に至っているというのが現実でございます。これもいろいろな新しいまちづくりの視点から、やはり見直しも考えた見直しをしていくという方向性も探りながら、これらについてももう少し議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

なかなかこれだけこじれてきました件につきましては、両方とも非常に難しい問題だというふうに思いますけれども、何とか光が見えるような解決策を見つける努力はさせていただきたいというふうに思っております。

プラントの方は、先ほど申し上げたとおりでございまして、じゃあいつとりかかるんだということになりますと、今のところまだ、全く計画を上げておりませんが、プラントの状況、それらも、また近隣の状況等も考えながらできますれば計画的な新道の新設という形で進めていけるように努力はさせていただきます。

以上で答弁といたします。

9 番（井田義之） 学校の検討委員会の名前はどうぞ。

町 長（太田貴美） 検討委員会の名前は、それぞれ宮津市、それから京丹後市等の中身も見せていただいております。少しおっしゃるような、もう少しわかりやすい名前を検討、それこそ検討してみるといいですか、はさせていただきますというふうに思いますけれども、先ほど教育長が言われましたように、適正規模、適正配置をどうするかということで、じゃあそのあり方をどうしていくかということは、これまた新たな別の問題だというふうに思いますので、諮問機関と検討委員会とは、どう違うんだというところは、そこだというふうに思っております。

9 番（井田義之） それを、それも説明してください。諮問ではなしに検討委員会だということを。

町 長（太田貴美） 諮問というのは一定の方向性を出したものを委員の皆さんに、これでいきたいですがいかがですかというものをかけて答申をいただくという格好になると思いますけれど、そうではなしに、そのまだ、前段のどういう配置が、規模が適正で、どういう配置がいいのかというようなことを検討、まさしく検討なんです。していただく機関であるということで、それでこういう方向性はどうかというものができたときに、じゃあ町として教育の現場のあり方をどうした

らいいかというようなことも含めた概要を皆さんからいただいたものとあわせて、今度は新たに、じゃあ実際にしていくにはどうしましょうかというところを、諮問させていただくという格好になるというふうにお考えいただけたらと思います。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 井田議員さん2問目のご質問にお答えいたします。学校というものはやはりコミュニティづくりの一つの核になるものだというご見解でございまして、私もそのように感じております。やはりその地域にとっての学校というもの、それは当然こうした問題を考えているときには、抜きにはできん話だと思っております。それから、橋立中学校の問題につきましては、当然、検討委員会でも出てき、それから宮津市さんの方でも出てきすれば、当然、両方で結論で出ましたときには、当然すり合わせはしていかなんことだと、そのように思っております。

以上でございます。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議長（糸井満雄） これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は3月17日午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

大変ご苦労さんでございました。

お疲れさんでした。

（散会 午後3時30分）